

令和7年 第3回定例会

大 樹 町 議 会 会 議 録

令和 7年 9月 2日 開会

令和 7年 9月 12日 閉会

大 樹 町 議 会

令和7年第3回大樹町議会定例会会議録（第1号）

令和7年9月2日（火曜日）午前10時開議

○議事日程

- 第 1 会議録署名議員指名
- 第 2 議会運営委員会報告
- 第 3 会期の決定
- 第 4 諸般報告
- 第 5 行政報告
- 第 6 常任委員会報告
- 第 7 陳情第 3号 福祉センターの維持管理運営について
- 第 8 報告第 2号 令和6年度健全化判断比率について
- 第 9 報告第 3号 令和6年度資金不足比率について
- 第10 諮問第 1号 人権擁護委員の候補者推薦について
- 第11 諮問第 2号 人権擁護委員の候補者推薦について
- 第12 同意第 4号 固定資産評価審査委員の選任について
- 第13 同意第 5号 大樹町教育委員会委員の任命について
- 第14 議案第 64号 大樹町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正について
- 第15 議案第 65号 大樹町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 第16 議案第 66号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について
- 第17 議案第 67号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
- 第18 議案第 68号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 第19 議案第 69号 令和7年度大樹町一般会計補正予算（第4号）について
- 第20 議案第 70号 令和7年度大樹町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 第21 議案第 71号 工事請負契約の締結について
- 第22 認定第 1号 令和6年度大樹町一般会計決算認定について
- 第23 認定第 2号 令和6年度大樹町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）決算認定について
- 第24 認定第 3号 令和6年度大樹町後期高齢者医療特別会計決算認定について
- 第25 認定第 4号 令和6年度大樹町介護保険特別会計決算認定について
- 第26 認定第 5号 令和6年度大樹町介護サービス事業特別会計決算認定について
- 第27 認定第 6号 令和6年度大樹町水道事業会計決算認定について

第28 認定第 7号 令和6年度大樹町立国民健康保険病院事業会計決算認定について

第29 認定第 8号 令和6年度大樹町下水道事業会計決算認定について

第30 監査委員審査意見書

第31 決算審査特別委員会設置・付託

第32 決算審査特別委員会委員長及び副委員長の選任について

○出席議員（12名）

1番 播間章浩	2番 寺嶋誠一	3番 辻本正雄
4番 吉岡信弘	5番 西山弘志	6番 船戸健二
7番 杉森俊行	8番 西田輝樹	9番 安田清之
10番 志民和義	11番 菅敏範	12番 齊藤徹

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条により出席した者の職氏名

町長	黒川豊
副町長	松木義行
総務課長	吉田隆広
総務課参事	杉山佳行
総務課参事	楠本正樹
企画商工課長兼地場産品研究センター所長	松久琢磨
宇宙航空課長	菅浩也
住民課長	牧田護
保健福祉課長兼子育て支援室南十勝こども発達支援センター所長兼子育て支援室学童保育所所長	水津孝一
保健福祉課参事	明日見由香
農林水産課長兼町営牧場長	藤谷満伸
建設水道課長兼下水終末処理場長	奥純一
建設水道課参事	川口賢治
会計管理者兼出納課長	三津田崇
町立病院事務長	下山路博
特別養護老人ホーム所長兼老人デイサービスセンター所長	瀬尾裕信

<教育委員会>

教育長	沼田拓己
-----	------

学校教育課長兼学校給食センター所長
社会教育課長兼図書館長

伊 勢 巖 則
井 上 博 樹

<農業委員会>

農業委員長
農業委員会事務局長

穀 内 和 夫
清 原 勝 利

<監査委員>

代表監査委員

北 林 博 美

○本会議の書記は次のとおりである。

議会事務局長
係 長

佐 藤 弘 康
須 藤 恭 弥

◎開会の宣告

○議長

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、令和7年第3回大樹町議会定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において

8番 西田輝樹 議員

9番 安田清之 議員

10番 志民和義 議員

を指名いたします。

◎日程第2 議会運営委員会報告

○議長

日程第2 議会運営委員会報告を行います。

先の本会議において、議会運営委員会に付託した本定例会の議事運営等に関し、協議決定した内容についての報告を求めます。

議会運営委員会委員長、播間章浩君。

○播間章浩議会運営委員会委員長

去る8月25日、議会運営委員会を開き、付議事件並びに議事日程、会期等について協議したのでご報告申し上げます。

本定例会の提出事件は、陳情が1件、報告が2件、委員候補者の推薦が2件、委員の任命同意が2件、条例の一部改正が2件、規約変更が3件、補正予算が2件、契約の締結が1件、決算認定が8件、一般質問は5議員、6項目であります。

これらの状況を考慮・検討した結果、会期につきましては、本日9月2日から9月12日までの11日間とし、日程はお手元に配付したとおりといたしました。

以上、委員会での協議結果を報告申し上げましたが、本定例会の議事運営が円滑に行われますようよろしくお願い申し上げます、委員会報告を終わります。

○議長

委員長の報告が終わりました。

なお、ただいまの委員会報告に対する質疑は、省略いたします。

◎日程第3 会期の決定

○議長

日程第3 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日9月2日から9月12日までの11日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日9月2日から9月12日までの11日間と決定いたしました。

◎日程第4 諸般報告

○議長

日程第4 諸般報告を行います。

議会事務局長より、報告させます。

佐藤議会事務局長。

○佐藤議会事務局長

それでは、6月2日開会の第2回町議会定例会以降の諸般につきまして、ご報告を申し上げます。

第1、監査及び検査結果の報告について。

地方自治法の規定に基づきまして、6月、7月、8月の例月出納検査の結果について、別紙のとおり報告がございました。

第2、一部事務組合議会等について。

令和7年第2回とかち広域消防事務組合議会臨時会が7月3日帯広市で開催され、議員1名が出席しております。

令和7年第2回南十勝複合事務組合議会定例会が8月22日大樹町で開催され、議員3名が出席しております。

第3、委員会関係について。

総務常任委員会を2回、経済常任委員会を5回、広報広聴常任委員会を2回、議会運営委員会を4回、議会改革に関する調査特別委員会を4回開催してございます。

第4、会議関係、第5、その他につきましては、後ほどお目通しをいただきたく、以上、諸般につきましての報告を終了させていただきます。

○議長

以上で、諸般報告を終わります。

◎日程第5 行政報告

○議長

日程第5 行政報告を行います。

黒川町長。

○黒川町長

令和7年6月2日開催の第2回町議会定例会以降の行政の主なものについてご報告を申し上げます。

1番の叙勲の伝達につきましては、眞砂博氏以下3名の方が授与され、記載のとおり、私から伝達させていただいております。

2番の令和7年度大樹町表彰式につきましては、8月28日に大樹町名誉町民等審査委員会が開催され、今年度の被表彰者等を決定し、来月1日の大樹町表彰式で表彰を行う予定でございます。各賞の受賞者等は記載のとおりですので、後ほどお目通しを願います。

3番目の津波警報発令に伴う対応につきましては、7月30日にカムチャッカ半島で発生した大地震により、日本の太平洋沿岸を中心として広い地域に津波警報が発令され、当町でも災害対策本部を設置し、対応にあたっております。

避難所を3か所開設し、最大64名の方が避難された状況でありました。津波警報は、30日午後8時45分に津波注意報に切り替わったことから、同時刻をもって避難所を閉鎖し、災害対策本部を解散しております。

4番の協定の締結につきましては、6月12日に公益財団法人B&G財団との間に「防災拠点の設置および災害時相互支援体制構築事業の実施に関する協定」を締結しております。

5番のたいき未来共創会議につきましては、8月27日に福祉センターで開催し、6名の方とまちづくりに対して話し合いをさせていただきました。

6番の委員等の委嘱につきましては、大樹町国民健康保険運営協議会委員並びに大樹町都市計画審議会委員を、それぞれ記載のとおり委嘱しております。

7番の航空宇宙関連につきましては、6月17日に本田技術研究所による再使用型ロケットの打ち上げ、7月12日にはj t S P A C Eによるロケットの打ち上げが行われております。7月26日は、伊東良孝内閣府特命担当大臣が、北海道スペースポートに視察に訪れております。

8番の農作物の生育状況につきましては、平年を上回る暑さと天候不順により、馬鈴しょ、てんさいが不良となっております。また、この暑さに乳牛も夏バテを起し、乳量にも影響が出ているとお聞きしており、その影響が心配されるところであります。

9番の入札執行関係につきましては、工事請負契約32件、業務委託契約5件、物品購入契約3件、財産処分売払い2件を、それぞれ記載のとおり入札及び契約を行っております。

10番の人事関係では、7月1日、町立病院内科医長として竹下和良医師をお迎えしております。

11番のその他来町者と会議出席等につきましては、後ほどお目通し願いたく、以上で行政報告を終わらせていただきます。

○議 長

沼田教育長。

○沼田教育長

引き続き、教育委員会の行政報告を申し上げます。

1、委員の委嘱についてであります。大樹町部活動等地域連携推進協議会委員が改選期を迎えましたので、記載されている方にご委嘱申し上げます。

2、優秀選手派遣についてであります。第70回北海道吹奏楽コンクールが8月28日から札幌市で開催され、大樹中学校吹奏楽部の生徒19名と引率者、補助員を派遣しております。結果につきましては、記載のとおりでございます。

3、相馬市子ども親善使節団を7月26日から1泊2日の日程で、記載のとおり受け入れております。

4、銀河連邦子ども留学交流事業派遣についてであります。7月30日から2泊3日の日程で、秋田県能代市で開催され、大樹小学校5年生の児童4名と引率者を派遣しております。

5、大樹高校宇宙交流事業派遣についてであります。宇宙の取組を進めている地域の高校生同士が交流を深めるとともに、宇宙に関わる人材の育成を図ることを目的とし、今年度から新たに予算化した事業であります。

8月30日から2泊3日の日程で、大樹高校航空宇宙ボランティアサークルの部員8名と引率教諭2名を和歌山県串本町に派遣し、串本古座高校生との交流や宇宙シンポジウムin串本への参加、スペースポート紀伊の視察などを行っております。

6、英語指導助手の新規契約についてであります。任期満了により退職したトレバー氏とガブリエル氏の後任に、ザカリー・ニコラス・ハーデン氏と、グレッタ・ローズ・アルベルティ氏の記載のとおり契約いたしました。

7、その他会議出席等につきましては、主なものを掲載しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上で、教育委員会の行政報告を終わります。

○議 長

以上で、行政報告を終わります。

なお、行政報告に対する一般質問の通告期限は、明日9月3日正午までといたします。

◎日程第6 常任委員会報告

○議 長

日程第6 常任委員会報告を行います。

調査が終了しておりますので、委員長からの報告を求めます。

経済常任委員会委員長、船戸健二君。

○船戸健二経済常任委員会委員長

それでは、経済常任委員会所管事務調査の報告を行います。

調査事件名は、町営牧場の現状と今後についてであります。

町営牧場の経営状況や設備運営体制について調査を行い、利用実態や収支の把握を通じて、今後の牧場運営の在り方を検討することを目的としました。

令和7年7月29日に、町営牧場での現地視察及び役場議員控室での聞き取り調査を実施しております。

なお、調査参加者は記載のとおりです。

調査報告ですが、直近3か年における経営状況、設備、運営状況、利用状況、利用者、課題、考察については、報告書に記載のとおりでありますので、後ほどお目通しいたゞき、まとめについて報告いたします。

現在の預託戸数の減少、施設の老朽化、多額の赤字運営を総合的に勘案すると、町営牧場の現行運営形態の継続は困難な状況にあります。本委員会としては、これらの課題を踏まえ、今後の牧場運営について抜本的な見直しが必要であるとの認識に至りました。

そのため、町営牧場の将来の在り方について、町営牧場の運営継続、段階的な縮小、運営の廃止、これらの選択肢を総合的に検討する必要があります。

いずれを選択するにしても、町内全体の農業振興と限られた町の財源の有効活用の観点から、慎重かつ十分な議論を重ねることが必要であります。また、牧場運営委員会での協議をはじめ、農協などの関係機関との協議、協力体制の強化も重要な課題として位置づけられます。

町営牧場は、長年にわたり町内畜産業の発展に貢献してきましたが、現在の運営状況と利用実態を踏まえ、今後の在り方について抜本的な見直しを、町及び牧場運営委員会において早期に検討されることを強く望むものであります。

以上、経済常任委員会の所管事務調査の報告を終わります。

○議 長

委員長の報告が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、常任委員会報告を終わります。

◎日程第7 陳情第3号

○議 長

日程第7 陳情第3号福祉センターの維持管理運営についてを議題といたします。

陳情の内容については、お手元に配付したとおりです。

この件の審査については、会議規則第94条の規定に基づき、陳情処理表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

◎日程第8 報告第2号及び日程第9 報告第3号

○議 長

日程第8 報告第2号令和6年度健全化判断比率について及び日程第9 報告第3号令和6年度資金不足比率についてを一括議題といたします。

提出者から報告の内容の説明を求めます。

黒川町長。

○黒川町長

ただいま一括議題とされました報告第2号令和6年度健全化判断比率について並びに報告第3号令和6年度資金不足比率について、内容のご説明を申し上げます。

最初に、報告第2号令和6年度健全化判断比率についてご説明を申し上げます。

健全化判断比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、決算数値に基づき各指標を算定し、監査委員の審査に付し、その意見をつけて議会に報告し、公表しなければならないとされております。

算定項目につきましては、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4項目となっております。

まず、実質赤字比率は、一般会計が黒字であることから算定されません。連結実質赤字比率につきましても、一般会計及び4特別会計が黒字であること、病院、水道及び下水道事業会計における資金不足が発生していないことから算定されません。実質公債費比率は、前年度比0.5%増の10.0%、将来負担比率は、前年度比率6.3%マイナスの1.6%と、いずれも早期健全化基準を下回り、適正な数値となっております。

次に、報告第3号令和6年度資金不足比率についてご説明を申し上げます。

資金不足比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、監査委員の審査に付し、その意見をつけて議会に報告し、公表しなければならないこととされております。

この比率の算定対象は公営企業であり、本町においては、水道、病院及び下水道事業が対象となりますが、3事業会計とも資金不足は発生しておりませんので、資金不足比率は算定されません。

健全化判断比率と資金不足比率の内容につきましては、去る7月30日に監査委員への説明と内容の審査をお願いし、8月5日に意見書をいただきましたので、これを付してご報告申し上げます。

○議 長

報告の内容の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、報告第2号及び報告第3号を終了いたします。

◎日程第10 諮問第1号及び日程第11 諮問第2号

○議 長

日程第10 諮問第1号及び日程第11 諮問第2号人権擁護委員の候補者推薦についての2件については関連がありますので、一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

黒川町長。

○黒川町長

ただいま一括議題となりました諮問第1号と諮問第2号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、人権擁護委員の候補者推薦について意見をお伺いするもので、今回2名の委員が任期満了を迎えることから、人権擁護委員法第6条第3項の規定により候補者を推薦するものです。

初めに、諮問第1号につきまして議案の一部を朗読させていただきます。

人権擁護委員のうち五十嵐忠孝氏は、令和7年12月31日をもって任期満了となるので、この後任として次の者を候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めたい。

後任については、引き続き五十嵐忠孝氏を推薦いたしたく、ご提案申し上げるものです。住所や生年月日は記載のとおりです。

任期は、令和8年1月1日から令和10年12月31日までです。

五十嵐氏は、人格識見が高く、また、令和2年1月より人権擁護委員に就任されており、引き続き候補者として推薦したいと、今回お諮りするものでございます。

次に、諮問第2号につきましてご説明いたします。

最初に、議案の一部を朗読させていただきます。

人権擁護委員のうち佐川ちづる氏は、令和7年12月31日をもって任期満了となるので、この後任として次の者を候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めたい。

後任については、白戸妙子氏を推薦いたしたく、ご提案申し上げるものです。住所や生年月日は記載のとおりであります。

任期は、令和8年1月1日から、令和10年12月31日までです。

白戸氏は、大樹町職員の保育士として町の子育て行政に長く従事してきた方で、定年退職後も引き続きご活躍いただいております。人格や識見が高く、適任者と認めて、新たに候補者として推薦したいと、今回お諮りするものでございます。

なお、それぞれの議案下段に、参考条文として、人権擁護委員法の抜粋を掲載いたしておりますので、ご審議のうえ議決賜りますようお願い申し上げます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

両事件につきましては、大樹町議会運営基準第99条の規定により、討論を省略いたします。

これより、諮問第1号人権擁護委員の候補者推薦についてを採決いたします。

お諮りします。

本件は、適任とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本件は、適任とすることに決しました。

次に、諮問第2号を採決いたします。

お諮りします。

本件は、適任とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本件は、適任とすることに決しました。

◎日程第12 同意第4号

○議 長

日程第12 同意第4号固定資産評価審査委員の選任についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

黒川町長。

○黒川町長

ただいま議題となりました同意第4号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。
本件につきましては、大樹町固定資産評価審査委員会委員の選任について、議会の同意をお願いするものであります。

最初に、議案の一部を朗読させていただきます。

大樹町固定資産評価審査委員会委員のうち宮原章夫氏が、一身上の都合で令和7年8月31日をもって辞されたため、この後任として次の者を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めたい。

後任につきましては、前田健次氏を選任するもので、住所や生年月日は記載のとおりです。

参考としまして、任期は、議会同意の日から令和8年7月10日までであります。

前田氏は、現在、町内で測量設計事務所を経営しており、仕事柄、土地の評価や売買に携わることも多く、知識や経験が豊富なことから、新たに委員として選任したいと、今回ご提案申し上げたところでございます。

なお、議案下段に地方税法の抜粋を掲載しておりますので、ご審議のうえ同意賜りますようお願い申し上げます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

本件につきましては、大樹町議会運営基準第99条の規定により、討論を省略いたします。

これより、同意第4号を採決いたします。

お諮りします。

本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本件は、同意することに決しました。

◎日程第13 同意第5号

○議 長

日程第13 同意第5号大樹町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

黒川町長。

○黒川町長

ただいま議題となりました同意第5号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。
本件につきましては、教育委員会委員の任命について議会の同意をお願いするものであります。

最初に、議案の一部を朗読させていただきます。

大樹町教育委員会委員のうち神山良仁氏は、令和7年9月30日をもって任期が満了するので、この後任として次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めます。

後任につきましては、引き続き神山良仁氏をお願いするもので、お住まいや生年月日は記載のとおりであります。

任期は、本年10月1日から令和11年9月30日までの4年間です。

神山氏におかれましては、平成29年10月から教育委員として教育行政に尽力されており、令和元年6月からは職務代理者として貴重なご意見をいただいているところであり、お人柄も温厚であり、幅広い視点からご意見をいただける方として高く評価させていただいておりますので、今回ご提案を申し上げたところでございます。

なお、議案下段に法律の関係部分を抜粋して掲載しておりますので、ご参照のうえご審議いただき、同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声あり)

○議長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

本件につきましては、大樹町議会運営基準第99条の規定により、討論を省略いたします。

これより、同意第5号を採決いたします。

お諮りします。

本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、本件は、同意することに決しました。

◎日程第14 議案第64号及び日程第15 議案第65号

○議 長

日程第14 議案第64号大樹町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正について及び日程第15 議案第65号大樹町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についての2件は関連がありますので、一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

黒川町長。

○黒川町長

ただいま一括議題となりました議案第64号と議案第65号の提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律が、令和7年10月1日から施行されることから、議案第64号では、大樹町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正について、議案第65号では、大樹町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、それぞれ所要の改正を行うため、今回ご提案申し上げますのでございます。

内容につきましては、総務課長が説明いたしますので、ご審議のうえ議決賜りますようお願い申し上げます。

○議 長

吉田総務課長。

○吉田総務課長

それでは、議案第64号及び議案第65号についてご説明いたします。

まず、今回の改正は、育児介護休業法が改正され、育児休業の取り方を見直すことや、仕事や育児の両立支援制度の利用に関する意向確認など、事業者の役割が定められたことから、これに合わせて地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正が来月10月1日から施行することから、当町でも二つの条例について必要な改正をお願いするものです。

まず、議案第64号につきまして、条文に沿って内容をご説明いたします。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を改正後の欄に掲げる規定に改正するものでございます。

まず、議案の2ページをお開き願います。

改正後の第12条をご覧ください。

ここでは、妊娠、出産等について申出した職員等に対する意向確認等を規定するもので、同職員に対して、個別に第1号では、仕事と育児の両立に資する制度などを知らせる措置を規定し、第2号では、制度などの利用の意向確認の措置を規定してございます。次に、第3号ですが、仕事と子育てとの両立が難しくなる状況の改善に資する事項について、職員に確認をとる措置を規定するものです。この第3号の具体例といたしましては、勤務日や勤務時間帯、勤務している部署、業務量などに対して、個々の家庭環境を鑑みて、子育てに支障が生じないかなどを確認することが求められております。

次に、その下段、第2項につきましては、3歳に満たない子を養育する職員に対して、前項と同様に、三つの措置を講ずることを規定するものでございます。

次に、3ページに移りまして、改正後の欄の第12条第3項では、任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向確認した事項の取扱いにあたっては、当該意向に配慮しなければならないと規定するものでございます。

最後に附則になりますが、4ページになります。

第1条で、施行期日として、本条例は、令和7年10月1日から施行します。ただし、次条の経過措置については、交付の日から施行するもので、次条の第2条では、経過措置を規定してございます。施行日前日においても、この改正条例の規定例により各種措置を講ずることができる規定するものでございます。

以上で、議案第64号の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第65号についてご説明をさせていただきます。

まず、第1条の趣旨については、地方公務員の育児休業等に関する法律の第19条は、部分休業を規定してございます。これが改正され、改正前は第1項から第3項まででございましたが、改正後は第1項から第6項までとなったことから、本条例に必要な第3項及び第5項を追加するものでございます。

次に、議案の2ページ目の改正後の第18条をご覧ください。

部分休業の頭に、改正後は第1号が追加されてございます。これは部分休業の制度の仕組みが、現行の1種類から改正後2種類に変更されるため、従前の制度を第1号とし、新たな制度を第2号と規定し、改正しようとするものでございます。第1号部分休業の内容につきましては、30分単位で、1日2時間以内で部分休業を取得できる制度となってございます。

次に、議案の3ページをご覧ください。

議案の3ページの第18条の2、第2号部分休業の承認をご覧ください。

これまでの部分休業の1日の取得可能時間は、法律の定めに基づき、1日の勤務時間の一部とし、2時間以内が基本となっておりますが、これを法律で1日の勤務時間の全部又は一部と改正されたことから、1日の勤務時間全てを部分休業として取得可能とする第2号部分休業承認等の規定を新たに追加するものでございます。第2号部分休業は、1時間を単位として行います。

次に、第18条の2、第1号と第2号は、勤務時間に分単位がある場合の取扱いを規定してございます。第1号では、勤務時間全ての承認の請求があった場合は、これを全て認めると規定するものでございます。当町の場合、職員の一般的な勤務時間は7時間45分ですので、この時間数の請求があれば認めるということになります。ただし、6時間45分などの半端な部分に関しては、この請求は認められないというような定めとなるものでございます。次に第2号では、第2号部分休業の残時間数に対する考え方を規定するものでございます。

次に、改正後の18条の3は、部分休業を請求する職員は、法律において条例で定める1年の期間ごとに第1号を取得するか、第2号の部分休業を取得するか、事前に申出することが規定されており、当町では、この1年間の期間を4月1日から翌年3月31日と規定するものでございます。

次に、議案の4ページをお開き願います。

18条の4でございます。これは1年間で取得できる第2号部分休業の時間数を規定するものでございます。第1号は、常勤職で1年間に取得できる時間は77時間30分と定めるものでございます。こちらは国家公務員の基準に遵守するものでございます。続きまして第2号は、非常勤職員で勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じた時間数と定めてございます。

次に、18条の5は、18条の3で第1号又は第2号の部分休業を申出た職員が年度途中で、もう一方の部分休業に変更できる場合の特別の事情を規定するものでございます。

最後に、5ページ目の附則でございます。

第1条で、施行期日を規定し、本条例は、令和7年10月1日から施行します。

第2条では、経過措置を定めておりまして、第2号の部分休業を取得できる時間数を令和7年度においては期間が半年であることから、これに合わせて時間数も2分の1とするものでございます。

以上、説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありますか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第64号大樹町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第65号大樹町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第66号から日程第18 議案第68号

○議 長

日程第16 議案第66号北海道市町村総合事務組合規約の変更についてから、日程第18 議案第68号北海道市町村職員の退職手当組合規約の変更についてまでの3件は、関連がありますので一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

黒川町長。

○黒川町長

ただいま一括議題とされました議案第66号北海道市町村総合事務組合規約の変更についてから議案第68号北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についてまで、提案理由のご説明を申し上げます。

一部事務組合における構成団体の増減や共同処理する事務や規約を変更する場合は、地方自治法の規定により、加入者間での協議により、これを定め、知事又は総務大臣の許可を受けることとされておりますが、今回、大樹町が加入している3組合において、組織の解散により1組合が脱退することとなりましたので、これに伴う規約の変更について承認をいただきたく、ご提案をさせていただくものであります。

初めに、議案第66号につきましてご説明いたします。

北海道市町村総合事務組合は、道内の市町村の非常勤の職員、消防団員や水防団員の公務災害等の補償に関する事務を行っておりますが、令和7年3月31日付で、江差町・上ノ国町学校給食組合が解散したことにより、規約の加入組織から同学校給食組合を削除するものです。

次に、議案第67号につきましてご説明いたします。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合は、道内の町村や一部事務組合の議員に対する公務災害補償等に関する事務を行っておりますが、議案第66号と同様の理由により、江差町・上ノ国町学校給食組合を規約から削除するものです。

次に、議案第68号につきましてご説明いたします。

北海道市町村職員退職手当組合は、道内の市町村や一部事務組合の職員等の退職手当の支給に関する事務を行っておりますが、先の2議案と同様の理由により、江差町・上ノ国町学校給食組合を規約から削除するものです。

以上、3組合の規約の変更につきまして、ご審議のうえ議決賜りますようお願い申し上げます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第66号北海道市町村総合事務組合規約の変更についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第67号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第68号北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

休憩します。

休憩 午前10時47分

再開 午前11時00分

○議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第19 議案第69号

○議 長

日程第19 議案第69号令和7年度大樹町一般会計補正予算(第4号)についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

黒川町長。

○黒川町長

ただいま議題となりました議案第69号について、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、令和7年度大樹町一般会計補正予算(第4号)をお願いするもので、今回は、歳入歳出それぞれ1億4,306万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ85億225万7,000円とするとともに、繰越明許費の予算設定、債務負担行為の追加、地方債の追加と変更を行うものです。

内容につきましては、総務課長が説明いたしますので、ご審議のうえ議決賜りますようお願い申し上げます。

○議 長

吉田総務課長。

○吉田総務課長

はじめに事項別明細書で説明させていただきますので、13ページ、14ページをお開き願います。

初めに、歳出を説明させていただきます。

2款総務費、1項総務管理費、8目電子計算費、電算一般管理費で43万6,000円の増。職員の業務用インターネット用メール300アカウントの1か月分の利用料として、ソフトウェアライセンス料の計上をお願いするものです。当初予算では、職員のインターネット用メールは、従来どおり庁舎内にサーバー機器を設置して管理する方式としておりましたが、クラウド管理によるサービス利用のほうがトータルコストが安価であり、セキュリテ

ィ的にも問題がないこと、また、今後の行政DXを進める中で柔軟性が保たれることから有益と判断し、予算の計上をお願いするものでございます。

次に、電算システム整備事業で2,122万1,000円の減。当該業務は、基幹業務システムの標準化システムへの移行費用を計上しており、全ての対象システムを今年12月中に移行するための費用を当初予算で計上しておりましたが、児童手当システムと子育て支援システムの二つのシステムの標準化システム自体の完成が令和8年度以降となり、年度内の移行が困難となったことから、この二つのシステムを除き、残りのシステムを来年3月中に標準化システムに移行することに改めるための費用の補正が主な内容となっております。まず、委託料の減額は、移行困難となった二つのシステムの移行費用分3,049万円を減額するとともに、これに伴う新たな作業の発生や来年3月まで移行期間を遅らせることによる経費増分、これに来年度から開始される社会保険料に子ども・子育て支援金を賦課するための標準化システムへの改修費用分が増額となり、これらの差引きにより2,290万2,000円の減となるものでございます。データセンター利用料の増は、ガバメントクラウド利用料分の増額をお願いするもので、当初予算では11月までの移行作業期間のみ計上しておりましたが、12月から来年3月分の予算の計上を追加でお願いするものでございます。備品購入費の減額は、インターネット系メール用サーバー機器の皆減による減額でございます。

次に、10目諸費、消費者対策事業で20万円の増。消費者相談員1名の高齢化に伴い、後継となる候補者1名を9月から補助者として雇用する費用について予算の計上をお願いするものでございます。

次に、11目航空宇宙推進費、北海道スペースポート整備事業で1億3,288万円の増。現在、令和8年9月末の竣工を目指して整備を進めているLC1射場において、VAB外壁材など、納期に時間を要する資材等を年度内に発注しなければ目標時期までに竣工とならない見通しとなり、予算の追加をお願いするものでございます。

次に、5項、1目ともに統計調査費、国勢調査事業で33万5,000円の増。歳入の委託金が当初見込みより増額されたことから、必要な費用についても増額分を補正するものでございます。

次に、3款民生費、1項社会福祉費、2目老人福祉総務費、介護老人福祉対策事業で28万8,000円の増。令和6年度の低所得者介護保険料軽減分の精算に伴い、国、北海道から追加交付される額を介護保険特別会計に繰り出すものでございます。

次に、3目心身障害者福祉費、心身障害者福祉事業で163万円の増。委託料では、障害者総合支援法の改正により、来月から開始される就労選択支援に対するシステム改修について予算の計上をお願いするものです。償還金、利子及び割引料は、地域生活支援事業補助金など、前年度の事業費精算に伴う還付金について予算の計上をお願いするものです。

次に、15ページ、16ページに移りまして、6目福祉医療諸費、未熟児養育医療費助成事業で11万3,000円の増。前年度の事業費精算に伴う還付金について予算の計上をお

願いするものでございます。

次に、8目公衆浴場費、公衆浴場運営費で383万7,000円の増。設備等の故障により工事請負費を計上するもので、そのうちエアコン設置工事は、暖房用ボイラーが故障し修理不能となったことから、冷暖房用エアコンに切替え、男・女脱衣場と管理人室の計3か所に設置する費用について予算の計上をお願いするものです。

次に、2項児童福祉費、2目児童福祉施設費、児童保育一般経費で2万2,000円の増。前年度の交付金の精算に伴う還付金について予算の計上をお願いするものです。次に、町立認定こども園運営費で50万4,000円の増。今年3月に閉園した尾田認定こども園に残る物品等の廃棄物処理手数料など、施設の整理に必要な費用について予算の計上をお願いするものです。

次に、6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、畑作物産地生産体制確立・強化緊急対策事業で860万円の増。国の持続的な畑作物産地体制の構築を図るため、労働力不足や病害虫などの対応に向けた取組等を支援する同事業において、JA大樹町の種子ばれいしょのり病率低減の取組に対して補助金の割当てがあったことから、同事業補助金の予算を計上するものでございます。

次に、2項林業費、1目林業振興費、有害鳥獣駆除事業で663万円の増。報償費で、エゾ鹿分の有害鳥獣駆除謝礼で駆除頭数の大幅な増が見込まれることから、新たに1,100頭分の予算の計上をお願いするものです。また、役務費では、有害鳥獣駆除の猟銃使用に起因する物的損害の補償が、これまで総務課で加入する総合賠償補償保険が対象になるとされておりましたが、これが補償対象外となる通知があったことから、これに対応するため、新たに保険に加入する費用について計上をお願いするものです。

次に、17ページ、18ページに移りまして、3項水産業費、1目水産振興費、環境・生態系保全対策事業で7万円の増。北海道からの補助金が当初予算より増額されたことから、これに合わせて必要な費用を補正するとともに、財源を組み替えるものでございます。

次に、9款、1項ともに消防費、4目災害対策費、防災対策推進事業で812万9,000円の増。全国瞬時警報システム、いわゆるJアラートの機器等の更新を行うものです。国から、令和8年度末までの更新が必要と示されておりましたが、受信用アンテナが受注から納品まで9か月を要する状況となっていることから、今年度中の発注が必要となり、予算の計上をお願いするものです。

次に、10款教育費、1項教育総務費、3目教育振興費、小中学校に導入するタブレット端末の教職員分について、一般財源をデジタル活用推進事業債に組み替えるもので、事業費の増減はございません。

次に、13款諸支出金、1項特別会計繰出金、1目事業会計繰出金、介護保険特別会計繰出金で61万円の増。令和6年度の介護保険特別会計の事業費確定に伴い、町からのルール分の負担について、不足分を繰り出しするものでございます。

次に、歳入の主なものを説明させていただきますので、9ページ、10ページをお開き願

います。

2段目になりますが、15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、子ども・子育て支援事業補助金302万5,000円の増は、電算システム整備において、子ども・子育て支援金制度のシステム改修に伴う補助金です。

次に、一番下段でございます。18款、1項ともに寄附金、2目指定寄附金、まち・ひと・しごと創生寄附金で1億2,638万円の増と、次のページ、11ページ、12ページでございますが、19款、1項ともに繰入金、1目基金繰入金の航空宇宙関連施設整備基金繰入金650万円増は、北海道スペースポート整備事業の財源として計上してございます。

次に、21款諸収入、5項、1目ともに雑入、デジタル基盤改革支援補助金で1,942万3,000円の減は、電算システム整備事業の事業費減額によるものでございます。

以上で、歳入の説明を終わらせていただきます。

次に、歳入歳出予算補正の歳出を説明させていただきますので、2ページをご覧ください。

歳出合計、補正前の額83億5,919万4,000円、補正額、2款総務費から13款諸支出金まで1億4,306万3,000円の増、補正後の歳出合計85億225万7,000円。

続いて、歳入を説明させていただきますので、1ページをお開き願います。

歳入合計、補正前の額83億5,919万4,000円、補正額、15款国庫支出金から22款町債まで1億4,306万3,000円の増、補正後の歳入合計85億225万7,000円となるものでございます。

続いて、第2表繰越明許費をご説明いたしますので、3ページをお開き願います。

繰越明許費の予算設定を行うもので、9款、1項ともに消防費、防災対策推進事業で812万9,000円。事業完了が翌年度になることから、繰り越しを行うものでございます。

続いて、第3表債務負担行為補正をご説明いたしますので、4ページをお開き願います。

令和8年度に大樹高等学校に入学する生徒に対する補助金等について、債務負担行為の追加を行うものでございます。

最後に、第4表地方債補正をご説明させていただきます。5ページをお開き願います。

地方債の変更と追加を行うもので、変更では、全国瞬時警報システム機器更新に伴い、緊急防災・減災事業の限度額を560万円増額し、限度額を1億1,130万円に補正するものです。それ以外の起債の方法、利率、償還の方法は、変更前と同様です。

次に、追加は、小中学校のタブレット端末更新に伴う教職員分の費用に対し、デジタル推進債を追加するもので、限度額は200万円で、起債の方法、利率、償還の方法は、表に記載のとおりでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

播間章浩君。

○播間章浩議員

14ページの総務費、電子計算費の中のデータセンター利用料につきまして説明がありました。

説明があったのですが、中身について、いまいち分からなかったのですが、当初予算では、10月まで計上していたというところで、10月ですか、途中まで計上していて、なぜ3月まで計上していなかったかというところと、そもそも何のデータセンター利用料というところを、改めて説明いただけますでしょうか。

○議 長

吉田総務課長。

○吉田総務課長

データセンター利用料は、標準化システムを、国が構築しているガバメントクラウドのほうに搭載する利用料でございます。費用に関しましては、12月上旬分ぐらいまでを当初見込んでおりました。

理由的には、先ほどもご説明しましたが、標準化のシステム運用を、当初は令和7年12月中に運用と想着ていまして、そこまでの予算計上を当初予算でさせていただいております。

本格運用が12月になるものですから、その段階で新たに標準化に伴うシステムを使う利用料というのが新たに発生するものですから、今回、できたら9月に、切り替わる利用料と12月以降のガバメントクラウドの利用料を合わせて追加で補正する予定でございましたが、補正予算でも説明しましたが、標準化のスケジュールが少し伸びまして、新システムを利用するのはどうやら来年の4月以降になるような形で今準備を進めておりますので、利用料分が発生しないことから、今回ガバメントクラウドの利用料のみを追加補正するような形で予算措置を取っております。

また、既存の標準化に移行する前の今使っているシステムに関しましては、12月で契約を切って、1月分から3月分までは減額する予定でしたが、これも標準化が伸びたタイミングもありまして、当初の考えでは、今回の定例会でその分も減額する予定でしたが、減額せず、3月まで移行する体系に考え方を改めたことから、こういった補正予算となっております。

以上でございます。

○議 長

いいですか。

ほかに質疑はありませんか。

菅敏範君。

○菅敏範議員

16ページの農林水産業費の7節報償費で伺いたいと思います。

有害鳥獣駆除の謝礼なのですが、令和7年度の当初契約は、令和6年度実績に基づきまして892万円の計上だったのですが、今回、エゾ鹿1,100頭分だけで1,100万円の増額補正ということであります。

当初計画に対する現状の実績は、エゾ鹿を含む、例えばアライグマとか含めて、まずお聞きしたいと思います。

○議 長

藤谷農林水産課長。

○藤谷農林水産課長兼町営牧場長

現状の有害鳥獣駆除頭数の状況ですが、エゾ鹿につきましては、昨年令和6年度の7月末現在で713頭だったところ、今年度令和7年7月末現在では1,034頭というふうになっております。そのほかにつきましても、アライグマ、カラス、ハト、タヌキ、ヒグマにつきましては、前年を上回る駆除頭数となっております。

以上です。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

現状で、4月から7月末で1,034頭ということですが、例えばこの状況でいきますと、エゾ鹿だけで2,100から2,200頭ぐらいの駆除頭数を見込まざるを得ない状況だということに理解してよろしいのですか。

○議 長

藤谷農林水産課長。

○藤谷農林水産課長兼町営牧場長

エゾ鹿以外の有害鳥獣につきましても、例年より上回っている状況ですが、主にエゾ鹿を対象として増頭を見込んでいるということでございます。

以上です。

○議 長

暫時休憩します。

休憩 午前11時20分

再開 午前11時20分

○議 長

再開いたします。

藤谷農林水産課長。

○藤谷農林水産課長兼町営牧場長

エゾ鹿分の増頭は1,100頭分ということでございます。

以上です。

○議長

いいですか。

ほかに質疑はありませんか。

安田清之君。

○安田清之議員

16ページの公衆浴場運営費、エアコン設置、浴槽温度制御機器更新の中身は聞きましたが、エアコンで暖房するという解釈でいいのか。休憩室、3台つけると言っているけれども、どこと、どこと、どこにつけるか。もう一度説明をお願いいたします。

それから制御機器、これに190万円ほどかかっているのですが、どのような工事なのか。

多分、温度制御だから、あの中に温度計があって、電磁弁で、その温度に来たらばんと開くというような装置で、190万円もかかるのかどうか。どのような施設なのか、整備なのか、お教えいただきたいと思います。

○議長

水津保健福祉課長。

○水津保健福祉課長兼子育て支援室南十勝子ども発達支援センター所長兼子育て支援室学童保育所長

まず、暖房のほうなのですが、既存の暖房施設が故障しまして、今回、既存暖房の代替としてエアコン設置工事ということで、暖房をメインとしたエアコン設置することで考えてございます。

設置か所につきましては、脱衣所の男・女と、管理人室の3台を考えております。

それともう一つ、温度制御機器のほうなのですが、これも故障いたしまして、現在、何とか、だまし、だまし使っているところなのですが、議員おっしゃるとおり、電磁弁で三方弁がありまして、浴槽に入ったお湯が返ってきて、その温度を測って、設定温度に上げるのに新しいお湯を追加して、浴槽に流すというようなシステムになってございます。

以上です。

○議長

安田清之君。

○安田清之議員

説明的には、暖房でエアコンって、そんなに効力ないような気がするのだよ。であれば、逆の考え方をして、ストーブをつけるとか、何かのほうは僕はいいと思いますよ。マイナス何十度もいったときに、本当にそれでいけるのかどうか。ここら辺は、やはりもう少し検討するべきというふうに思いますけれども。そこら辺、暖房だけで本当のエアコンで暖房しようとするわけでしょう。

最低温度、何度までとあるよね。暖房の機能が、100%機能できる温度ってあるはずなのだよ。そんなに暖かくないのだよな。密閉されてないでしょう、玄関ばんばん開けるわけだから。密閉されているところなら分かるけれども、密閉されていない。

それから、管理人のところはストーブで、僕はいけると思うよ。ただ問題になるのは、浴室は煙突立てるわけにいかないから、これは暖房でも、中の温度は調整できるというふうに思います。

それから、休憩室にないのですよ、現実的には。あそこ、暖房器具が駄目ということは、廊下が駄目だよ、ということだよ。廊下歩いたら寒いよね。

ここら辺の考え方がきちんとされていないような気がするのですが、そこら辺の考えはもう少しお考えいただけるかどうか。その部分だけ、お答えいただければ有り難いと思います。

○議 長

水津保健福祉課長。

○水津保健福祉課長兼子育て支援室南十勝こども発達支援センター所長兼子育て支援室学童保育所長

議員おっしゃるとおり、エアコンでの暖房というのは、少ないかもしれません。

その中で、子どもも入浴に来られるものですから、ストーブという部分では、電気ストーブかオイルヒーターを検討していきまして、その分の配線工事は済ませまして、今年の冬を越してみても、必要だったらば、来年ストーブのほうも追加しようかなと思って検討してございます。

廊下のほうも、同じく電気ストーブなどを検討してございます。

以上です。

○議 長

安田清之君。

○安田清之議員

後でもう一回説明を受けますけれども、何か答弁がちょっと。もう配管していますとか、配線していますとか、言われてしまうと、ちょっと困ってしまうので。

後でゆっくり説明してください。納得できなかったら、またお聞きしますので、もう少し整理して。ちょっと中身が分からない。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第69号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第70号

○議 長

日程第20 議案第70号令和7年度大樹町介護保険特別会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

黒川町長。

○黒川町長

ただいま議題となりました議案第70号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、令和7年度大樹町介護保険特別会計補正予算(第2号)をお願いするもので、今回は、歳入歳出それぞれ3,636万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億4,079万5,000円にするものです。

内容につきましては、保健福祉課長が説明いたしますので、ご審議のうえ議決賜りますようお願い申し上げます。

○議 長

水津保健福祉課長。

○水津保健福祉課長兼子育て支援室南十勝子ども発達支援センター所長兼子育て支援室学童保育所長

議案第70号について、事項別明細書で説明させていただきます。

まず初めに、歳出から説明いたしますので、8ページ、9ページをお開き願います。

歳出。

4款、1項ともに基金積立金、1目介護給付費準備基金積立金、補正額3,156万円の増。今回の補正は、令和6年度会計で一度基金を崩しましたが、令和6年度決算を行い、精算額を基金に積み立てるものでございます。

5 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、2 目償還金、補正額 4 8 0 万円の増。2 2 節償還金、利子及び割引料で、前年度介護給付費等精算に伴う介護給付費負担金還付金の増額補正をお願いするものでございます。

次に、歳入について説明いたしますので、6 ページ、7 ページをお開き願います。

歳入。

2 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目介護給付費負担金、補正額 6 8 3 万 1, 0 0 0 円の増。

6 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金、補正額 8 9 万 8, 0 0 0 円の増。

8 款、1 項、1 目ともに繰越金、補正額 2, 8 6 3 万 1, 0 0 0 円の増。

次に、第 1 表歳入歳出予算補正の歳出を説明いたしますので、2 ページをお開き願います。

歳出合計、補正前の額 7 億 4 4 3 万 5, 0 0 0 円、補正額、4 款基金積立金と 5 款諸支出金まで 3, 6 3 6 万円の増、補正後の歳出合計 7 億 4, 0 7 9 万 5, 0 0 0 円となるものです。

次に、歳入を説明いたしますので、1 ページ目をお開き願います。

歳入合計、補正前の額 7 億 4 4 3 万 5, 0 0 0 円、補正額、2 款国庫支出金から 8 款繰越金まで 3, 6 3 6 万円の増、補正後の歳入合計 7 億 4, 0 7 9 万 5, 0 0 0 円となるものです。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第 7 0 号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第21 議案第71号

○議 長

日程第21 議案第71号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

黒川町長。

○黒川町長

ただいま議題となりました議案第71号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、工事請負契約の締結について議決をお願いするものであります。

工事名は、幸橋歩道橋新設工事。

工事の施工場所は、大樹町幸町。

契約方法は、指名競争入札。

契約金額は、6,765万円。

契約の相手先は、大樹町松山町8番地26。株式会社高橋工務店、代表取締役、加藤真幸。

参考として、工事内容は、歩道橋新設延長18メートルなどです。

工期は、契約締結日の翌日から令和8年3月31日までであります。

なお、議案下段に、条例の関係部分を抜粋して掲載しておりますので、ご参照のうえ議決賜りますようお願い申し上げます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第71号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第22 認定第1号から日程第29 認定第8号

○議 長

日程第22 認定第1号令和6年度大樹町一般会計決算認定についてから、日程第29 認定第8号令和6年度大樹町下水道事業会計決算認定についてまでを一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

黒川町長。

○黒川町長

ただいま一括議題となりました認定第1号から認定第8号までにつきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

認定第1号は、令和6年度大樹町一般会計の決算認定であります。

認定第2号から認定第5号までは特別会計で、認定第2号は令和6年度大樹町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）、認定第3号は令和6年度大樹町後期高齢者医療特別会計、認定第4号は令和6年度大樹町介護保険特別会計、認定第5号は令和6年度大樹町介護サービス事業特別会計の決算認定であります。

次に、認定第6号から認定第8号は公営企業会計で、認定第6号は令和6年度大樹町水道事業会計、認定第7号は令和6年度大樹町立国民健康保険病院事業会計、認定第8号は令和6年度大樹町下水道事業会計の決算認定であります。

先に会計管理者から決算書の提出がありましたので、公営企業会計は6月2日に、一般会計と特別会計は7月1日に、それぞれ審査をお願いすべく監査委員に決算書等を提出いたしました。

監査委員におかれましては、6月27日から8月12日まで、延べ15日間にわたり内容を審査いただき、審査意見書の提出をいただきました。今回これら8会計の決算認定をお願いするものであります。

つきましては、ご審議のうえ認定賜りますようお願いを申し上げます。

○議 長

提案理由の説明を終わります。

◎日程第30 監査委員審査意見書

○議 長

次に、日程第30 監査委員審査意見書についてを議題といたします。

令和6年度大樹町一般会計、特別会計、公営企業会計の決算について、議会運営基準第60条の規定により、監査意見の報告を求めます。

北林代表監査委員。

○北林代表監査委員

それでは、ただいま議題となりました令和6年度大樹町一般会計並びに各特別会計決算並びに各基金運用状況の審査意見、続いて、令和6年度大樹町公営企業会計決算審査に係る意見書について、それぞれ決算審査意見書に基づいてご報告いたします。

最初に、令和6年度大樹町一般会計他各特別会計決算審査意見書。

1、審査の対象は、令和6年度の大樹町一般会計歳入歳出決算書、大樹町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）歳入歳出決算書、大樹町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書、大樹町介護保険特別会計歳入歳出決算書、大樹町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算書であります。

2、地方自治法第233条第2項の規定に基づく令和6年度一般会計他各特別会計決算書の提出を受けた年月日は、令和7年7月1日であります。

3、審査の期間は、令和7年7月7日から8月12日までのうち、延べ10日間です。

4、審査の概要につきましては、令和6年度大樹町一般会計他各特別会計の決算審査にあたっては、大樹町監査基準に基づき、提出された歳入歳出決算書、同決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、町債に関する調書及び基金に関する調書について、計数に誤りはないか、予算の執行において関係法令に従い適正かつ効率的に執行されているかなどに主眼を置き、それぞれの関係諸帳簿及び証拠書類の照合並びに住民福祉の増進という町行政の本旨に沿った執行が行われているかなどについて審査を行いました。

5、審査の結果ですが、審査に付された一般会計並びに4特別会計の歳入歳出決算書、同決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、町債に関する調書及び基金に関する調書は、いずれも法令に準拠して作成されており、所定の期間内に出納閉鎖がなされ、現金、預金高、有価証券などの確認と、それぞれの関係諸帳簿及び証拠書類等と照合精査した結果、計数に誤りはなく正確であり、かつ関係法令にも適合しており、予算の執行も概ね適切に行われたものと認めるものであります。

なお、6の各会計の決算内容につきましては、意見書にまとめておりますので、後ほどご覧いただきたくお願いするものでございます。

次に、令和6年度大樹町公営企業会計決算審査についてご報告いたします。

令和6年度大樹町水道事業会計、大樹町立国民健康保険病院事業会計、大樹町下水道事業会計決算審査意見書。

第1、地方公営企業法第30条第2項の規定に基づく令和6年度の各事業会計決算書の提出を受けた年月日は、いずれも令和7年6月2日であります。

第2、審査の期間は、令和7年6月2日から6月26日までのうち、延べ5日間でございます。

なお、物品管理業務監査（棚卸監査）は、令和7年3月31日に実施いたしました。

第3、審査の概要ですが、各事業会計の決算審査にあたっては、提出された決算報告書、

財務諸表、事業報告書、キャッシュ・フロー計算書、財務諸表附属書類、会計諸帳簿、会計伝票、証拠書類及び諸契約書などを照合・精査するとともに、例月出納検査の現金、預金残高との関連をはじめ、計数に誤りはないか、地方公営企業法第3条の経営の基本原則に基づいて執行されているかなどに主眼を置き審査しました。

第4、審査の結果、審査に付された各事業会計の決算は、いずれも事業年度経過後に速やかな決算整理がなされ、所定の様式に従い期間内に提出されております。

会計事務における計数はいずれも正確であり、かつ予算の執行も概ね適正であると認めるものであります。

なお、各事業会計に関する経営の概況、事業の状況、経営成績、未収金の状況などについては、以下の意見書に掲載しておりますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

以上で、報告を終わります。

○議 長

これをもって、審査意見書の報告を終了いたします。

◎日程第31 決算審査特別委員会設置・付託

○議 長

日程第31 決算審査特別委員会設置・付託についてを議題といたします。

お諮りします。

認定第1号から認定第8号までの8議案の審査については、議長、議会選出監査委員を除く10名で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託したいと思います。

なお、必要に応じて、委員会に地方自治法第98条に定める検査・検閲権等の請求権を付与することとしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、認定第1号から認定第8号までの8議案は、決算審査特別委員会に付託のうえ審査することに決しました。

◎日程第32 決算審査特別委員会の委員長及び副委員長の選任

○議 長

日程第32 決算審査特別委員会の委員長及び副委員長の選任を議題といたします。

お諮りします。

決算審査特別委員会の委員長に播間章浩君を、副委員長に寺嶋誠一君を選任したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、決算審査特別委員会の委員長に播間章浩君を、副委員長に寺嶋誠一君を選任いたしました。

◎休会の議決

○議 長

お諮りします。

議会運営基準の第20の2の規定に基づき、明日3日を休会にしたいと思います。

また、ただいま設置されました決算審査特別委員会において、令和6年度大樹町一般会計、特別会計、公営企業会計の決算審査を行うため、8日から11日までの4日間を休会にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、明日3日、8日から11日までの4日間を休会とすることに決しました。

◎散会の宣告

○議 長

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

散会 午前11時48分

令和7年第3回大樹町議会定例会会議録（第2号）

令和7年9月4日（木曜日）午前10時開議

○議事日程

第 1 会議録署名議員指名

第 2 一般質問

○出席議員（12名）

1番 播間章浩	2番 寺嶋誠一	3番 辻本正雄
4番 吉岡信弘	5番 西山弘志	6番 船戸健二
7番 杉森俊行	8番 西田輝樹	9番 安田清之
10番 志民和義	11番 菅敏範	12番 齊藤徹

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条により出席した者の職氏名

町長	黒川豊
副町長	松木義行
総務課長	吉田隆広
総務課参事	杉山佳行
総務課参事	楠本正樹
企画商工課長兼地場産品研究センター所長	松久琢磨
宇宙航空課長	菅浩也
住民課長	牧田護
保健福祉課長兼子育て支援室南十勝こども発達支援センター所長兼子育て支援室学童保育所長	水津孝一
保健福祉課参事	明日見由香
農林水産課長兼町営牧場長	藤谷満伸
建設水道課長兼下水終末処理場長	奥純一
建設水道課参事	川口賢治
会計管理者兼出納課長	三津田崇
町立病院事務長	下山路博
特別養護老人ホーム所長兼老人デイサービスセンター所長	瀬尾裕信

<教育委員会>

教 育 長
学校教育課長兼学校給食センター所長
社会教育課長兼図書館長

沼 田 拓 己
伊 勢 巖 則
井 上 博 樹

<農業委員会>

農 業 委 員 会 長
農 業 委 員 会 事 務 局 長

穀 内 和 夫
清 原 勝 利

<監査委員>

代 表 監 査 委 員

北 林 博 美

○本会議の書記は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長
主 事 補

佐 藤 弘 康
佐 藤 有 見

◎開議の宣告

○議長

ただいまの出席議員は、12名であります。
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において、

- 11番 菅 敏 範 議員
- 1番 播 間 章 浩 議員
- 2番 寺 嶋 誠 一 議員

を指名いたします。

◎日程第2 一般質問

○議長

日程第2 一般質問を行います。
先に質問の通告がありましたので、これより順次発言を許します。
初めに、2番寺嶋誠一君。

○寺嶋誠一議員

それでは、先に通告いたしました大樹町の防災対策及び体制についての質問を始めたいと思います。

先々月になりますけれども、7月30日にカムチャッカ半島沖で発生した巨大地震により、気象庁から太平洋沿岸部に津波警報が発表され、大樹町沿岸部においても避難指示が発令されました。

近年では、全国各地に豪雨災害が頻発、激甚化しています。また、今年2月に発生した記録的な大雪も記憶に新しいところです。

夏、冬を問わず発生する自然災害への防災対策は、非常に重要であることから、第6期大樹町総合計画の防災について、以下のとおり質問いたします。

- 1、防災リーダー育成と自主防災組織及びボランティア団体等の育成。
- 2、高齢者や障がい者等の要配慮者の支援体制の整備について。
- 3、男女共同参画の視点を取り入れた防災対策について。
- 4、避難所の備蓄品更新や設備の充実（猛暑・防寒対策、トイレ等）と管理について。

5、自主防災組織数及び組織率の進捗状況について。

以下のとおり質問いたします。よろしく申し上げます。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

寺嶋議員ご質問の「大樹町の防災対策・体制について」お答えいたします。

1点目の「防災リーダー育成と自主防災組織、ボランティア団体等の育成」と、5点目の「自主防災組織数、組織率の進捗状況」につきましては、まず防災リーダーの育成は、自主防災組織の運営、町内団体の災害ボランティアへの参画などを円滑に進めるうえで大変重要であり、大きな課題であると認識しております。

昨年、当町において、北海道主催の「防災リーダー育成講座」が開催されたことから、行政区で防災活動の中心を担っている住民の方2名にお声掛けして、町職員と参加いただいております。

次に、町内団体による防災ボランティアへの参画については、毎年実施している大地震・大津波の避難訓練において、大樹漁業協同組合女性部や大樹町日本赤十字奉仕団の協力をいただいているところです。

次に、当町における自主防災組織は2団体あり、大樹町全世帯数に対する組織率は2.9%です。ただ、国などが公表している全国における組織数などは、防災活動をしている町内会も含まれることから、町が活動を把握している4行政区を含めると6団体、組織率は23.9%になります。

町では、今年度中に行政区における自主防災活動を話題として、行政区長との会合の場を設けるとともに、これに並行して防災リーダーの育成に取り組むための準備を進めているところです。

2点目の「高齢者や障がい者等の要配慮者の支援体制の整備」につきましては、町内にある介護サービス事業所等の協力を得て、避難行動要支援者名簿の作成（本年5月末現在）が終わり、現在は対象となる方のご自宅を訪問して、個別避難計画の策定を進めているところで、対象者74名中、24名分が策定済みとなっております。

3点目の「男女共同参画の視点を取り入れた防災対策」につきましては、大樹町地域防災計画において、防災対策に女性の参画を推進するとともに、避難所の運営などで男女双方の視点等に配慮が必要と位置づけており、この一環として、新たに大樹漁業協同組合女性部2名を大樹町防災会議委員に委嘱し、ご意見をいただいているところであります。

4点目の「避難所の備蓄品更新や設備の充実と管理」につきましては、食料や飲料水の備蓄は、必要数を計画どおり更新しております。また、昨年度は、B&G財団の補助事業により簡易トイレ20台、ふるさと納税による物納寄附としてポータブル再生式シャワー設備1台の寄贈などにより、避難所設備の充実が図られたところです。

大きな課題としては、夏の暑さ対策が挙げられ、町内の主要な避難所となる公共施設等で

今年度中に冷房を完備する施設は、高齢者保健福祉センターと生涯学習センターのみであります。今後、大型扇風機や移動式エアコンの導入を含めて、改善していくよう指示しているところであります。

○議 長

寺嶋誠一君。

○寺嶋誠一議員

ご存知のとおり、大樹町第6期総合計画の防災には、目標といいますか目的といいますか、様々な災害や危険から住民の命と暮らしを守る防災体制の確立と防災対策の強化を図るといふふうになっております。まさしく今、町長のご回答にもありましたけれども、かなり策定について進捗しているかなというふうには感じるのですが、1点目、2点目について、再度お聞きしたいことがあります。

ここでいう、個別避難計画若しくは個別避難誘導は、主に対象者は高齢者、障がい者のみの感じで策定されているような気がしてならないのですね。やはり対象者というのは、全ての町民全体になりますので、これは行政区を通じていろいろやっていく必要があるのではないかなと私は感じるのですが、それぞれのご家庭で、きちっとした個別計画、避難計画を立てる必要があると思うのですが、これについて町長はどうお考えですか。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

個別避難計画は、ここで申し上げている部分については、自助、公助、共助の中の自助ができない困難な方をピックアップして、その方をどのように支援していくかということをも具体的にあらかじめ定めておくということで、74名の方を対象として1件、1件、どうしましょうかというのをカルテみたいな感じで作っていく。了承も得ないと駄目なので、個人情報がありますので、本人の了承を得ながら計画をつくって、それを共有するというふうに行っているものでございます。

今言われました、家族内で避難するときはどう行動するかということだと思っておりますが、それらにつきましては、全体を通して、私どもは公助として活動するわけでありましてけれども、個別の家庭においては、やはり自助のほうで、まず家族で話し合うことが十分大切かなと思っております。その点につきましては、広報紙等でPRしながら、普段から備えてくださいねと。あるいは避難用具のあらかじめの準備といったことはしてくださいねというのは、広報紙等でもPRをしているところではありますけれども、さらに必要かなとは思っておりますので、一回やったからといって、しばらく置いておいてもいいわけではありませぬので、こまめにそういったPRをしていくことは必要かなと考えております。

○議 長

寺嶋誠一君。

○寺嶋誠一議員

町長のご回答にもありましたけれども、やはり自助が、自分でできない方を優先的にということだと思います。

さらには、2点目、3点目に関わる共助、公助に関しては、やはり個別にやっていかなければいけないのでしょうかけれども、先ほど町長の答弁にあったとおり、そこまで介入することになると、過去の東日本大震災でもありましたけれども、どういう方が助けになったかという、第1位に家族、同居者、第2位が近所や友人、第3位が福祉関係者、第4位が消防団関係者というふうになっております。これは被災者の方からの回答です。ですので、やはり友人、ご近所の力を強化しないとうまくいかないのではないかなと、私は非常に危機感を感じております。

ただし、町長の答弁にもあったとおり、個人情報の問題があります。このハードルをどうやってうまく片づけていくか、再度お聞きします。これについて、障がい者とか高齢者に関しては、そういうカルテを作るという意味で、同じような感じで進めていく必要があるのではないかなと私は思うのですが、この辺はどのようにお考えでしょうか。

○議 長

吉田総務課長。

○吉田総務課長

要援護者の個人情報の開示の関係でございます。

今やっている取組として、個別の避難計画をつくっているところでございますが、この件に関しましては、一応つくった段階で、当事者から地域とか若しくは介護事業者等に、こういったものを情報共有していかということで同意を受けております。そういった同意を得て、同意を受けたものに関しては、地域並びに事業者等と情報共有するというような形で行っているところでございます。

以上でございます。

○議 長

寺嶋誠一君。

○寺嶋誠一議員

個人情報の取扱いについては、同意を得たら特に問題ないという解釈でよろしいですね。分かりました。

次、2点目になりますけれども、男女共同参画については、普通に、一般的に、日常的に考えている範囲の中ではめったに起きないことなので、長期にわたって避難生活すること、過去の例を見てもあまりありません。なので、必要ないみたいな感じで考えていることが多いと思います。でも、実際これまで全国各地で起きている被災地においては、いろいろな課題が出ているということがあります。さらには、トイレの問題ですとかプライバシーの問題ですとか、そういうことはあると思います。

3点目で、防災会議に漁業協同組合女性部の方を2名委嘱して、これをどんどん進めなければいけないと思いますが、町長、これは沿岸部だけではなくて、内陸部においても同じこ

とが私は言えると思うのですが、これについては、同じようにしていく考えはありますか、
どうですか。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

今回たまたま避難タワーを作るというようなこともありまして、まず地域の女性の声を聞きたいというところで、女性2名に入っていただいたのですが、今後、女性の参画というのは、総合計画で別なところですが、3割を目指すということになっておりますので、そういった部分でもう少し、漁協だけでなく、市街地のほうの女性の方も含めて、3割を目指すような構成にしていきたいかなと思っております。

委員に選ぶだけではなくて、実際、現在は避難タワーの実施設計中なのですが、実施設計にあたっての意見聴取というのを女性部の方に集まっていたいて行ったりもしております、女性視線で、女性に限らずですが、ペットをどうするかといったような意見もいただいております、それらも反映しながら、実施設計を行っているところでございます。

今後そういったことは、全町に広げていきたいなと思っております。

○議 長

寺嶋誠一君。

○寺嶋誠一議員

全町において、いろいろな気づかないニーズというのは当然あるかと思っておりますので、それをぜひ進めていただきたいと思っております。

4点目にも関係しますし、今、町長の答弁にもあった避難タワーの関係もありますけれども、この前の津波避難で、私も気づかなかったのがおかしいぐらいなのですが、実は、当縁橋の手前で、これ以上侵入してはいけませんよという通行止めの看板が立ったのですよね。これは前からあったのかどうか自分も……。

となると、次の質問は、そういう避難所で一番メインとなる避難所スタッフの役場職員の方々とか、そういう方々がこちらから避難所に向かっても、通行止めになった場合は当然行けませんよね。行けないとなったら、このときはどうするのだと。

先ほど町長の答弁にもあったけれども、浜大樹、旭浜のほうの避難タワーも、その後もし道路が遮断されたら、どういう形で次の避難の誘導をするかということが非常に重要になるし、若しくは避難所の備蓄品の取扱いですね。これは、通常は多分鍵がかけられているのではないかと思います。では、その鍵はどうやって開けるのだとなると、多分、現在は役場のほうで保管しているのではないかなと思うのですが、そういうことも想定する必要が私はあるのではないかなと思うのですが、これについて町長どうですか。

○議 長

吉田総務課長。

○吉田総務課長

まず、鍵の管理についてでございます。

今回の津波警報が出た際にも、避難所を開設しまして、避難者のほうが当町の職員より先に着くというようなケースもありました。そういった場合に、鍵の管理についてはどうするのだというところの議論は当然出ました。

今後、町としても、避難所周辺の区長にも鍵は預けているというお話なのですが、あと町が持っている。それ以外の方法として、あらかじめ避難所となる施設に、何らかの形で保管しておく方法の検討が必要でないかということで、今後そういった議論を煮詰めていこうと思っているところでございます。

あと、避難所の当縁橋の通行止めの件でございますけれども、今までは、国道とか道道に関しましても、津波警報とか大津波警報が出た場合には、人を配置して通行止めの規制をしていたらしいのですが、そういったマンパワーが不足するというので、開発とか道も人を配置せず、今後はそういった注意看板のみにして、津波警報が出ているときには、ここは通行止めですよという注意にとどめておくような形で、今年4月から見直しをかけていると聞いてございます。そういったことでご覧になったのかなと思っております。

この間、北海道のほうともそのお話をさせていただいたのですが、あくまでも津波浸水区域への立入りを禁止しているようなイメージでして、逆に、浸水区域から逃げる分に関しては問題ないかなということで解釈しておりまして、そういったところは住民にも、こういった看板は出ているけれども、津波浸水区域から安全な区域への避難に関しては、それは通っていいということで周知をしていきたいかなと考えているところでございます。

以上でございます。

○議 長

寺嶋誠一君。

○寺嶋誠一議員

通行規制に関しましては、新たにはっきりした情報を共有していかなければいけないのかなというふうに再度感じました。

こういうことも重要ですし、さらに、全体を通してのことに関わるのですが、日頃から沿岸部においては、地震、津波、避難訓練という形で毎年開催しております。でも、大樹町の総合計画だけでなく、都市計画のほうにもある程度シミュレーションしたときに、ハザードマップができていますし、歴舟川の氾濫に関しても、一応それはきちんと記載されていますね。ですから、内陸部に関しても、それなりの防災訓練といえますか、そういうことは今後やっていく必要があるのではないかなと。

私の認識では、あまりそういうことをお聞きしたことはないのですが、実際にこれを具体的に定期的にやられているというケースはありますか。これをちょっとお聞きしたいと思います。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

当町におきましては、大地震、それに伴う津波というのがまず一番に心配される災害というふうに踏まえておりますが、過去に、平成の頭ぐらいには、毎年のように市街地も洪水になっていた時期もありましたが、洪水に対する対応というものもここしばらくあまりないものですから、それに対応することが実際として今のところしばらくはないですね。

平成28年に大水が出ましたが、あれ以来、災害対策本部をつくったことがないというようなこともありまして、ついこの間のカムチャッカで久しぶりというような状況がありました。

内陸部の災害につきましても、そんなに頻繁にやっていなかったのですが、私どももちょっと心配だということで、まずは職員のシミュレーションで一回やろうやということ、先日8月20日に、これは大雨洪水という想定で、洪水が地域に発生しているというような想定で、災害対策本部を仮ですけれどもつくって、そして避難所を開設して、職員だけでやったのですが、住民には周知していません。

ということで、いろいろ問題点はないかとか、こういう場合どうするかというところは、やればいろいろ出てくるものでして、やってよかったなと思っているのですが、そういったシミュレーションをしております。

シミュレーションをある程度しっかりした段階で、今度は住民ともやりたいなと思っておりまして、前回は大雨洪水ということだったので、津波も常にやっていますが、いろいろな災害を含めて、想定を変えて年に2回ぐらいやったほうがいいかなというふうに思っております、それに加えて、地域住民も含めた総合避難訓練的なものを考えていきたいなと思っております。

○議 長

寺嶋誠一君。

○寺嶋誠一議員

ぜひ、そういうシミュレーション的な防災訓練は、継続してやっていただきたいなと思います。というのも、ここ自体も、いざというときの避難場所になっているわけですよ。ですから、避難者の誘導ですとか、それをどうしようかとか、いろいろなことを考える必要があると思います。

実際この前の津波避難のときに、他町村になりますけれども、皆さん自身もここにいるとは限りませんよね。私自身も違うところに行っている可能性もありますし、観光で来る方もいらっしゃいます。ですから、いろいろな方がひとたびそういうことが起きるとここに集まるということになります。そういうことになると、一番優先しなければいけないのは、当然のように町民の安否確認でしょうし、さらには、いろいろ町外の方もいらっしゃるということでやらなければいけない。

それを私は、過去に、素早くやるためには記入式でやって、そういう名簿を作ったほうがいいのかなということ、デジタルをうまく活用して、素早くやる方法を考えたほ

うがいいのではないかということも過去にご提案させていただきました。

そういうお考えが、町長ありますか。今後ともそういう形の安否確認とか、そういうことをデジタルを活用しながらやっていくということが最も私は効率的だと思うのですが、どうですか。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

先日の避難したときには避難者名簿というのを記入してもらって、いわばアナログでやっておりました。人数も少なかったですし、それほど切迫した状況ではなかったのですが、我々で事足りたのですが、これが緊急で物すごく急ぐとき、あるいは多くの方が移動しているときであれば、一々名前を書いてくださいでは済まないで、今出ているのはマイナンバーカードを持ってきて、ピッと読ませると、そこで記録されるというような仕組みもあると聞いておりますので、そういったものの活用を図っていきたいなと思っております。

○議 長

寺嶋誠一君。

○寺嶋誠一議員

実に今、ご答弁にありましたけれども、素早く活用できるのはマイナンバーカードをうまく使うことが一番いいのかなと。

さらには、これはあくまでも想定になりますけれども、避難者に、例えば日常お薬を服用している方、いろいろなことがありますよね。これは先ほどもご質問しましたけれども、個人情報に関わると思いますけれども、マイナンバーでうまくデータ等が集約されれば、自宅に薬を忘れてきましたとか、いろいろな治療歴がありますとか、そういうのも全部把握できるようになりますので、そこら辺はどんどんやっていかなければいけないと私は思っていますので、ぜひ進めていただきたいと思います。

それで最後の質問になりますけれども、企業的な考え方で申しますけれども、これはBCPと言うのですが、事業継続計画ですね。いわゆる行政も同じです。BCPを考えなければいけないです。いかに通常の状態に戻すか。ひとたび災害が起きたら、いかに通常の業務に戻すかということが皆さんの考えにもあるとおりで。

でも、起きると、それはたまたま起きたみたいな感じになりますので、定期的に事業継続するためには、やはり訓練しながら、いろいろな課題を毎年やっていく必要があると思いますし、そういうことが一番大事なと思いますので、これについて、町長、今後いろいろな観点で継続的にやっていく考えを再度お聞きしたいと思います。どうですか。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

BCPにつきましては、行政としても作成しております。一応計画は作っているのですが、

その検証というのには行っていないので、作ってあるというだけなので、これは先ほどの災害訓練等のときにBCPの検証というのにも必要なと。

少し古くなっていたり、体制が変わっていたりする場合がありますので、職員の初動対応マニュアルも作っているのです。これらも、組織あるいは庁舎が変わったり、いろいろ施設も変わってくるので、これを毎年ローリングして新しくしていかななくてはならないものなのですが、それと同時に、BCPのほうの見直しもしばらく触っていないところがあるので、見直す必要があるなど今思いましたので、併せてやっていきたいと思います。

○議 長

寺嶋誠一君。

○寺嶋誠一議員

最初の初動行動もそうですが、俗に一般的な訓練の中では、確かシェイクアウト訓練とか、地震が起きたらすぐ頭を隠しなさいとか、これを基本的に身につけることによって、いざというときにすごく役に立ちます。

さらには、計画も時代とともに、今までは大してこういうことが必要でなかったのかなということも、毎年毎年いろいろな変化があります。それについてきちんと検討して、防災対策は進めていっていただきたいということをお願いします。

それでは、私の質問はこれで終わりたいと思います。

○議 長

次に、1番播間章浩君。

○播間章浩議員

先に通告しておりました震災・災害への備えについて、町長にお伺いいたします。

大樹町においては、千島海溝周辺海溝型地震が、近い将来、高い確率で発生すると予想されており、また、近年、豪雨災害が全国各地で多発しており、大樹町においても、平成28年、台風10号で町内での断水を経験し、給水車や自衛隊の支援を受けた経験があります。

災害時には、停電や道路寸断、断水など、地域住民の生活に重大な影響を及ぼすことが予想されます。震災・災害への備えを強化するという観点から、防災施策について、以下の点をお伺いいたします。

- 1、大樹町地域防災計画に関する町職員の浸透状況、町民の周知について。
- 2、避難所におけるトイレの衛生管理、キッチンカーの活用について。
- 3、震災・災害時における停電、断水への備えについて。
- 4、仮設住宅の建設と建設に向けての実施計画について。
- 5、避難道である町道浜大樹線の道道昇格に向けての進捗状況について。

以上、お願いいたします。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

播間議員ご質問の「震災・災害への備えについて」お答えいたします。

1点目の「大樹町地域防災計画に関する町職員の浸透状況、町民への周知」につきましては、町民の皆さまには、町ホームページに地域防災計画書と避難所一覧などを掲載して周知を図るとともに、重要と判断した事項につきましては、住民懇談会等での説明と広報紙に掲載してお知らせすることとしております。職員に対しては、地域防災計画に基づき、初動体制などをマニュアル化して示しているほか、避難訓練や防災研修への参加により浸透を図っているところであります。

2点目の「避難所などにおけるトイレの衛生管理、キッチンカーの活用」につきましては、避難所運営マニュアルを作成しており、避難者を含め構成される避難所運営委員会を設置し、トイレの衛生管理を含めて管理運営していくことにしております。

次に、キッチンカーの活用につきましては、避難者への温かい食事提供の手段として、国からも自治体に対し、活用を検討するよう通達が出されており、当町の地域防災計画に記載しているところでもあります。今後、実際に活用するための方策を考えてまいりたいと思っております。

3点目の「震災・災害時における停電、断水の想定と備え」につきましては、当町では、平成28年の台風10号による断水、平成30年の胆振東部地震による停電を経験しており、今後も大規模災害発生時には、長期間にわたり同様の事態が発生すると想定しております。

断水の備えとしては、飲料水9,700本（2リットル入り）を備蓄しております。災害協定による企業からの生活物資供給等と合わせて、飲料水の確保を図りたいと考えております。また、町に給水タンク1台と給水袋2,000枚があり、平成28年の断水時にも、ご支援をいただいた日本水道協会道東地区協議会や自衛隊等への広域の応援要請も必要と考えているところであります。

停電の備えとしては、防災拠点である役場庁舎、消防庁舎と、主要となる避難所では、福祉センターを除き、発電機や蓄電池を設置しており、長期化する停電にも対応できる状況となっております。

4点目の「仮設住宅の建設場所と建設に向けての実施計画」につきましては、仮設住宅の建設場所は、柏木町の青少年会館跡地、大樹運動公園、麻友の大樹中学校グラウンド、川南会館跡地を候補地としており、360戸程度の建設が可能と見込んでいるところです。

5点目の「避難道である町道浜大樹線の道道昇格に向けての進捗状況」につきましては、令和5年度以降、本町の水産業の振興、北海道スペースポート事業に連動する宇宙・観光産業の振興、地域生活の幹線道路など、複合的に重要な道路として継続して要望しており、今後も十勝圏活性化推進期成会や政策懇談会等を通じて、引き続き要望してまいります。

○議 長

播間章浩君。

○播間章浩議員

それぞれ、答弁内容を確認させていただきました。

先ほども同僚議員のほうから、関連して震災関係、防災関係の質問がありました。別の観点から、触れられていない内容につきまして、事前に通告させていただいたところでもあるのですが、まず1点目の地域防災計画について、何点か確認したいところがあります。

地域防災計画を、私も町ホームページのほうから拝見させていただきまして、一通り目は通させていただいたのですが、全体的に300ページを超える結構膨大な量がありました。そこで、策定日につきましては令和7年3月19日ということで、割とつい最近出来上がったものなのかなというところで認識しておりますけれども、なかなか300ページの3月にできたものが、急に皆さんが一度、二度読んだからといって浸透するものではないかなと思っております。

そこで、町職員の方に関しましては、そういった日頃の意識も必要かなというところと、あと、防災計画の内容に応じた庁舎内での訓練も必要かなと感じていたところ、先ほどの答弁にもありましたけれども、8月20日に大雨と豪雨災害に関する訓練を実施されたということでお伺いしました。

通告を出したときには、その情報がなかったので、改めてやったほうがいいのではないかとお伝えしようと思っていたところ、既に実施されたというところで一つ安心したところではあるのですが、その訓練をやった中で、先ほども何点か問題が分かってきたというところなののですが、改めてやってみて、その訓練をやった現状と課題というところで感じたところがあれば、まず確認したいと思います。お願いいたします。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

まず、想定をどうするかというところはあるのですが、洪水ハザードマップは、かなり広範囲にハザードが出るようになっておりまして、あれは千年に一度の大雨ということでありまして、一々の気象庁の発表のものをハザードマップに全て当てはめるのは、かなり無理があるなというところが現実的なところでありまして、ハザードマップの色が塗られているところ全てが浸水するという想定で避難所を開設するというのは非常に困難で、病院も何もかも全部埋まるようになっていきますので、それは千年に一度のものなので、現実的には、困難者避難指示4、5というのがあるのですが、4が出る段階でどうするかというようなことを考えたのですが、その段階で、例えば4段階は、避難困難者に早めに避難してくださいよという指示を出すのですが、それを出したときに、避難困難者だけが避難できればいいのかという疑問が出まして、その後に本格的な避難指示が出る前段だというふうに踏まえると、最初から避難指示が出るという前段で避難所を開設したほうがいいのではないかと。要は、たくさん避難するという前提で避難所を開設したほうがいいと。段階を踏んでというのは逆に難しいということで、高齢者等避難指示が出る段階で、一番大きな指示に至るという前提で構えたほうがいいのではないかと議論をしております。

そのほかには、災害対策本部を設置するにあたって、今まではデスクで、総務課が担当です。総務課と副町長・町長室あたりでやっていたのですが、そもそも庁舎を造るときに、災害対策本部は2階の会議室を災害対策本部にする想定で造っておりましたので、実際それを前はそこで災害対策本部をつくってみようということでやっております。

ただ、そうすると、防災行政無線の感度が悪いとか、あるいはいろいろ情報を得るための、例えば旭浜と浜大樹の港というのはライブ中継で見られるようになっているのですが、それを見るとテレビが見られずテレビの情報が得られないとか、モニターがもうちょっと必要ではないかとか、いろいろ問題点が出ましたので、ハード的な部分というのは、これから改善していかなければならないところも出ております。

実際、対策本部をつくったときに、みんな集まれるかということ、それもかなり難しいものがありますし、現場は現場で動きますので、本部としては置いておくけれども、みんながみんな集まる必要はなくて、情報を得るときに寄ると。留守番というか、何人かはいなければなりませんし、それから開発とか自衛隊から職員を派遣してくれるのですが、派遣してもらって、前は会議室にいてもらったりしたのですが、災害対策本部にいてもらえれば、私どもと同じ情報が即時に得られるので、そういったこともいいよねというようなことも検証しております。改善する余地もあるなということで、収穫があったかなと思っております。

○議 長

播間章浩君。

○播間章浩議員

地域防災計画を書いたからといって、やはりすぐできるものではないと思っております。何でも、訓練だったり備えが必要かなというところで、やってみないと分からないということがたくさん出てくるかなと思いますので、先ほどの要支援者の支援状況だったり、ほかの課題というところも見えてきたかなと思います。

今回、地域防災計画に定める中の豪雨災害といったところを想定しての訓練だったと思うのですが、非常に多岐にわたる防災計画というところが書かれておりましたので、定期的にそういった、例えば次は津波に関する訓練だとか、先ほども話がありましたけれども、町民を交えながら全体的な総合的な訓練も実施していただきたいなと思いますので、その辺りは引き続きお願いしていきたいなと思います。

それで、町職員の浸透状況につきましては、そういったところで定期的に進めていただきたいなと思っているのですが、町民への周知状況で、実際に地域防災計画が定められましたというのが、私は今回ホームページにアクセスしたので情報が仕入れられたのですが、どうでしょう、私が見られていないだけかもしれないのですが、町から発信したという感じが、ホームページには載せていますというところかもしれないのですが、こういう計画を策定しましたというのは、まだ周知されていなかったのかなと思っておりますけれども、要は、ホームページに300ページに及ぶものを載せて、正直見ますかというところなのですが、そういったところは今後どのように考えているところでしょうか。

○議 長

吉田総務課長。

○吉田総務課長

地域防災計画に関しましては、ほぼ毎年のように見直しをかけている現状です。

というのは、国と北海道の防災の基本計画というのが、毎年いろいろな自然災害の発生によって見直しがかかるものですから、その部分の修正を主に行っている流れもございます。今回の3月に行った分に関しましては、そういった流れもあって、あまり住民の周知まで必要かというところ、そこまで必要ない部分の改正が主でございました。

今後、例えば避難タワーが建設されまして、避難場所とか避難経路とかも見直しをかける必要があります。そういった防災計画の見直しに関しましては、広報紙とか地域に赴いてお話をするなど、町民に直結する分に関しては、そういった方法で今後も周知していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議 長

播間章浩君。

○播間章浩議員

分かりました。ただ、見直しがあったときに周知するというのではなくて、やはり定期的な周知というのにも必要かなと思っております。

改めて、地域防災計画の中身を見ますと、町民の責務というところで、町民も一人一人が家庭内での備蓄が必要だとか、備えが必要だというところがいろいろ書いてあったと思うのですよね。

今回たまたま9月の1週目が防災週間になっているところで、9月1日は防災の日で、いろいろなところで防災に関する備えという報道がされていたところではあるのですが、せめてそういった形で年1回、2回とか広報紙とかでも、改めて家庭への備えというところを、例えば防災計画の中で定められていた避難路を確保するとか、トイレトペーパー、備蓄品、衛生用品。

あと、実際、岩手とか相馬とかで避難されていた方の話を聞くと、自動車の燃料のこまめな満タン給油とか、そこは徹底的に、燃料が半分減ると入れておかないと不安になるということがあるかなと思います。

やはり何もなければ忘れていくというところがあるかなと思いますので、年二、三回とか定期的に備えをしているか、更新をしているかといった周知も必要でないかなと思っておりますが、この辺りは改めていかがでしょうか。

○議 長

吉田総務課長。

○吉田総務課長

播間議員おっしゃるとおり、日常からそういった防災意識を住民の方に説明しておく

いうのは、大変重要だと思います。

以前の広報紙には、防災の日には必ず特集を組んで、1ページなり、そういったものを載せていたのですが、ここ数年そういった部分もなくて、私も今回こういったご質問があって、町のホームページも広報紙も見た中で、そういったものが掲載されていないことに気づいておりました。

今後そういった部分に関しては、以前ですと防災無線をお持ちですかとか、聞こえていますかといったことを周知しておりましたので、そういった部分を定期的に、広報紙を通じて住民の皆さまに喚起したいと思うところでございました。

以上です。

○議 長

播間章浩君。

○播間章浩議員

町民への周知については、定期的にお願ひできればと思います。

次に2点目、避難所などにおけるトイレの衛生管理、キッチンカーの活用についてというところで、避難所運営マニュアルを作成しているというところで、トイレの衛生管理については、そういった管理運営をされていくという答弁をいただきました。

実際の管理運営の部分もそうなのですが、それ以前に、地震、災害があったときにトイレがそもそも使えるのかが気になっているところであります。後にちょっと触れたいなど思っているのですが、断水が、やはり地震があれば断水も想定されるかなというところではあるのですが、例えば避難所の中で災害時、断水時、停電時といったときに使えるトイレというのは、どのように想定されているのでしょうか。その点をまずお聞きいたします。

○議 長

吉田総務課長。

○吉田総務課長

万が一、断水が起こる、また下水道が使えなくなるという場合には、従来から使っているトイレは全く機能しなくなるかと考えているところでございます。町長の答弁にもありましたとおり、簡易的なポータブルトイレを20台用意していますが、それだけでは、大きな大規模災害になるとなかなか賄いきれないと考えているところでございます。

能登半島地震においては、聞いた話ですが、通常のトイレにビニールなりを敷いて、そこに汚物等をしてもらって、それを閉じて、それを繰り返すということがあったと聞いております。そういった部分の対策も当然必要になってくるかなと思っているところです。

時間が経つにつれて、外部からのそういった支援というのも来るような形になっておりますので、外部支援が届くまでの二、三日間は、そういった部分の対応というのも求められるのかなと考えているところでございます。

以上でございます。

○議 長

播間章浩君。

○播間章浩議員

今答弁にありましたとおり、断水・停電があるとトイレが使えなくなるというところで、その辺りの備えもやはり必要なと思っております。

今話がありました簡易トイレなのですが、備蓄品の内容についても事前に資料をいただいたところではあるのですが、そういったビニール製の簡易トイレの準備状況がちょっとないのかなというところがありまして、それも各家庭で備えているというのは前提になるかなと思うのですが、場合によっては町からの配布というのも必要なときも出てくるのではないかなと思っております。

それと、下水・上水が使えないとなると、仮設トイレの供給状況が重要になってくるかなと思っております。災害協定等を確認させていただいたところ、レンタル機器をされているところと災害協定も結ばれているというところなのですが、そういった仮設トイレといったものはどれくらい確保できるか。そういった想定はされておりますでしょうか。

○議 長

吉田総務課長。

○吉田総務課長

実際に大規模災害となりますと、広域的な災害になるかと考えているところです。当町のほうに、どれくらいの規模の供給がされるかというのは、なかなか見通しは立っていないような状況でございます。

ただ、避難者5人に1台のトイレの設置が必要だというような話もありますので、そういった部分を考慮すると、今後いろいろと考えなければいけないことは多いかなと考えているところでございます。

○議 長

播間章浩君。

○播間章浩議員

避難所とか、避難されているところのトイレの状況とか、ちょっと写真とかで見たことがあるのですが、やはり結構ひどい状況になることが予想されます。実際、避難されている写真とかを見ると、結構ひどいものでありましたので、当たり前に使えているトイレが使えなくなったとき、特に避難所ですよね。水が流れれば使えるかもしれないのですが、例えば下水も寸断されたとなりますと、本当にトイレ問題が生じてくるかなと思っております。

最低限の備蓄として、パーソナルテントトイレや便座トイレが各避難所に設置されているのは確認できたところではあるのですが、例えば災害用の移動式トイレを町で完備しておくとか、例えばなのですが、今後、蒔和山の展望デッキのトイレといったところも、移動式のを置いておけば、何かあったときに移動できるとか、そういった考えもできないかなと思っております。この辺りの移動式トイレの設置、配備状況の今後の考えについてはいかがでしょうか。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

昨年、B & G財団から寄贈で頂きましたトイレ20台というのは、凝固剤を入れてラップでくるんで捨てて、電気さえあれば大丈夫なのです。電気は発電機があるので使えるかなと思います。

そういったものが20台ということで、初動に関してはある程度充実したかなと思ってはいるのですが、移動式トイレというのは、例えばトイレカーとかの補助もありますので、その辺も調べてみて、イベントなんかでも使えますし、今でもイベントのときは簡易型のトイレを増設して設置しておりますが、移動トイレがあれば、その分少なくて済むということもありますので、そういったところは使いながら災害に備えるということも今後考えていきたいかなと思っております。そういうメニューもあるやに聞いていますので、考えたいかなと思っております。

今言っているのは移動カーなので、展望台とかのそういうところにずっと常設するのはちょっと難しいかもしれません。展望台につきましては、今トイレがあることはあるので、そちらの改善と、別に置くかというところは使用状況を見ながら考えていきたいかなと思います。

災害時においては、そういった移動カー、トイレカーなども有効かもしれませんので考えたいと思いますし、ラップポンについては、非常に有効かなと。災害訓練でも、実際に使っているわけではないですが、シミュレーションしてやってみても、なかなかいいというところでもありますので、数が足りなければちょっと増やしていくということも考えていきたいかなと思います。

○議 長

播間章浩君。

○播間章浩議員

ぜひ、少しでも安心できるような備えをしていただきたいかなと思っております。

それと、避難所におけるトイレもそうなのですが、例えば災害時におきましては、いろいろな支援者が町内に入ってくることも予想されます。また、避難所以外でのトイレというのも、場合によっては必要になることも予想されますけれども、公衆用トイレですが、いろいろなところで不衛生だとかといった声もお聞きしているところではあるのですが、ここは衛生面であるとか、例えば避難した後の精神面。あと、今の小学生が公衆用トイレの水洗できないトイレを使用できるかといったところもちょっと疑問に感じるところはあるのですが、実際公衆トイレで水洗のところもあると思うのですが、水洗以外のところでの、例えば最低限簡易水洗といった対応は考えていないのか、その辺りお聞きしたいです。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

市街地にあっては、災害時にトイレが込み合っていたら公衆トイレを使うということも想定されるのかなという気はしますが、郡部において、郡部にある公衆トイレを災害時に使うかという、あまり想定していなかったところでありまして、それよりは、避難所における簡易トイレの充実といいますか、そういったことのほうがいいのかなどは考えておりました。

実際の配置の位置関係で、浜なんかは使うこともあるかもしれませんが、確かに和式は子ども達使えないという話は聞いておりまして、できることなら改修したいなという思いは、いきなり全部は無理ですが、少しずつやっていきたいなとは思っているのですが、構造的に、和式から洋式にするには部屋が少し広くないとできないのですが、できないものもありますので、そうすると建て替えということになりますので、ちょっと大きくなりますから、その辺は状況に応じてということになろうかなと思いますけれども、災害時の備えという部分では、避難所での先ほどのトイレカーといったもののほうが応用が効くのかなというふうに考えております。

○議 長

播間章浩君。

○播間章浩議員

分かりました。トイレについて、まだいろいろ聞きたいこともあるのですが、ちょっと時間の関係上、次に移りたいと思います。

次に、今ちょっと断水の話もさせてもらったので、一部関連しているところもあるのですが、大樹町においては、平成28年に台風10号で町内全域が断水に見舞われた経験があります。その断水から今日に至るまで、断水対策としてどのようなことをやられていたのかといったところを、もしやられていたことがあれば確認したいなと思います。

○議 長

吉田総務課長。

○吉田総務課長

断水対策でございますが、主には飲料水の確保というところで、まず飲み水の備蓄数量としては、9,700本（2リットル）を備蓄しているというところがございます。また、飲料水ですが、5年間で駄目になってしまうということで、飲料には適さなくなるわけなのですが、それ以外の部分では活用ができるかなと思ってございまして、期限切れになったものに関しても、捨てずに保管しているような状況です。そういった部分でいろいろな活用ができるかなと思ってございまして、水の保管というのをまず自分たちで取っていくというのがまず一つでございます。

二つ目としては、災害協定のほうで物資の協定を多く結ばせていただき、今後も多く結びたいと考えているところです。自分たちの保管では、やはり限度があります。そういったところで、やはり流通している備蓄品を確保していくというところで、多くの協定を結ぶこと

で、そういった確保が可能かなと思っておりまして、そういった部分の協定を、今後も多く進めたいと考えているところでございます。

それ以外には、給水袋とか給水タンクを持ちまして、断水になったときにそういったものに対応できるような部分も取組としては行っているところでございます。

水道のほうでは、耐震性の水道管への更新なんかも今後の課題としてはあるのかなと考えているところでございます。

以上です。

○議 長

播間章浩君。

○播間章浩議員

断水を経験されてから、今後も災害があると断水はつきものではないかなと感じているところがあります。特に、前回、大樹町で経験したのは、1か所の水道管が駄目になると町内全域が駄目になるという本当にもろいものだなと感じたところもあったのですが、やはりそれも想定しなければいけないのかなと思っております。

今、飲料水の備蓄についてはやられているというところで、別の災害協定も結んでいくというところではあるのですが、飲料以外の生活用水の確保、例えば先ほどのトイレの問題もそうですが、洗濯だとか手洗い、シャワーを浴びるとか、いろいろなところで水が必要になってくるかなと思います。そういったところでの生活用水の確保も必要かなと思っているのですが、その辺りの配備状況で、給水車を配備しているというところなのですが、応急的な給水体制、仮設給水栓だとかといったところの体制については、どのようになっていますでしょうか。

○議 長

吉田総務課長。

○吉田総務課長

給水体制に関しましては、特にどういった計画をつくっているということはないかと思っております。

災害時に断水になった場合に、当町の備蓄だけでは賄いきれない部分がありますので、当然、対外的な部分で応援要請は必要かなと思っておりまして、例えば自衛隊とか水道事業団に平成28年も要請をかけまして、そういった部分で給水の体制を整えております。そういった整った体制に基づいて、どういった給水計画を立てるかというのが課題となってくるかなと思っておりまして、大きくは平成28年に当町は断水を経験しておりまして、給水所とかを何か所か設けておりますので、そういった部分を引き続き行っていくような形になるかなと考えているところでございます。

○議 長

播間章浩君。

○播間章浩議員

分かりました。外部からの要請というのもそうなのですが、町内でもそういった備えも必要かなと思っております。

何点かちょっと調べさせていただいたところ、胆振東部地震の後で、各市町村で災害用井戸とか地下水の活用をやられている市町村が出てきているというところで確認させていただきました。

災害用井戸につきましては、町で設置するというのもそうなのですが、今はそんなにないかもしれないのですが、井戸を持たれている民間の方もいらっしゃると思います。そういったところに、災害協定なのか、災害時利用させていただくのか。水道管となると横に伸びているのですが、井戸となると直下に降りるということで、地震に強いという意味合いも結構あるみたいなのですよね。そういったところで、生活水の確保で、先ほど給水車を応援要請するといったところも、もし来られなかったらどうするのだと、考えれば切りがないのですが、そういった備えも必要かなと思っております。

あと、場合によっては、消火栓といったところも生活水に利用されている地域もあるということで確認しております。

そういった災害用井戸、地下水、消火栓、この辺りの活用の考え、設置等について、町長はどのようにお考えでしょうか。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

消火栓の活用というのは、ちょっと思っていてまして、飲み水には使えませんけれども、それ以外のことには使えるということで、そうすると、災害対応が長期化しているときに、洗濯だとか風呂に入りたいとかといった部分で、そういったものの活用というのは考えられるのかなと思っております。

災害用井戸につきましても、実は人間だけでなく、牛の飲み水についても、地下水などを活用する方も多いかと思いますので、そういった部分でも井戸を使っている方、あるいは災害のない町から応援してもらおうとかということもあるかなと思っております。

何せ、生き物を扱っている中では、水は欠かせないものでありますので、確保については、使えるものは全て使うみたいな形で対応していきたいなと思っております。

○議 長

暫時休憩します。

休憩 午前11時08分

再開 午前11時08分

○議 長

再開いたします。

休憩します。

休憩 午前11時08分

再開 午前11時20分

○議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

播間章浩君。

○播間章浩議員

4点目の仮設住宅の建設に向けての実施計画につきまして、建設場所につきましては、ご答弁いただきました。柏木町青少年会館跡地、大樹町運動公園、麻友中学校グラウンド、川南会館跡地で、候補地として予定されているというところです。

実際、半壊・全壊等の戸数が多い場合は、仮設住宅の建設スピードも重要なと考えております。この辺りで、プレハブ住宅、木造住宅の建設、ムービングハウス等の建設についてというところで、防災計画の中で触れられておりましたけれども、この辺りの事前の確保というのが必要なと思っておりますけれども、その辺りの進捗についてはいかがでしょうか。

○議 長

奥建設水道課長。

○奥建設水道課長兼下水終末処理場長

仮設住宅の建設計画についてでございますけれども、一定の災害規模以降に必要な仮設住宅につきましては、応急仮設住宅と我々と呼んでおりまして、災害救援法に基づく住宅供給制度となっております。

その中で、国交省からガイドラインが出ているのですが、町の役割としましては、戸数の想定、それと建設位置の決定という形になっております。その次の段階の建設につきましては、北海道からの支援をいただいて建設すると。住宅の仕様ですとか契約事務、予算の確保につきましては、北海道のほうで行うような役割分担になっているところであります。

○議 長

播間章浩君。

○播間章浩議員

建設については、大樹町のほうで独自の判断をしてやれるわけではないということで、確認させていただきました。

仮設住宅の建設についてもそうなのですが、例えば災害時に空いている公営住宅の活用だとか、場合によっては民間の賃貸住宅の活用といったところも必要なと考えておりますけれども、その辺りの手配状況といいますか、準備状況についてはいかがでしょうか。

○議 長

奥建設水道課長。

○奥建設水道課長兼下水終末処理場長

おっしゃるとおり、仮設住宅は、建設のみで確保するのではなく、既存の住宅を活用するという方法もございます。

まず、町のほうで確保できる住宅としましては、第一に公営住宅の空き家があるかと思っております。当然、震災の場所にもよるのですが、一番近い公営住宅の空き家の戸数は私たちのほうで管理しておりますので、供給できる戸数も、建設戸数から差し引いて供給する戸数の算定をしていく考えは持っております。

また、民間の賃貸住宅の空き家につきましては、町としましては、民間賃貸住宅の一覧表などを作りまして、管理されている不動産会社もある程度は把握しておりますけれども、北海道のほうで不動産関係の協会と提携を結んでおりまして、ある程度の供給戸数についての支援をいただけるものというふうに解釈しております。

○議 長

播間章浩君。

○播間章浩議員

分かりました。仮設住宅は、万が一のときにすぐ対応できる、すぐ準備できるような体制づくりといったところを引き続きお願いしたいなと思っております。

最後になりますが、避難道であります町道浜大樹線の道道昇格に向けての進捗状況についてというところで、前回も、令和6年3月の一般質問で一部触れさせていただいたところがあります。そこから1年半ほど経過しましたが、現時点でちょっと動きが見えないところがありましたので、改めて確認させていただきたいなと思っております。

ご認識のとおり、町道浜大樹線につきましては避難道でもありますし、漁協等の大型車両の通行も多いところになっております。1年半経って、現状で進んでいない状況若しくは見込みが見えているのか、この辺りの進捗について再度お聞きしたいと思います。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

町道浜大樹線の道道昇格につきましては、私が町長に就任してから、特に強く要望をしているところでございます。その都度、事務レベルの折衝ではありますけれども、いろいろな条件とか、今後の地域の見通しがどうなっていくのかといったことの要求がされていて、また、交通量の把握といったこともされておまして、それらに対応して数値を出しております。

完全に満たすというところまではいっていない部分もあるのですが、道としても、いろいろな方策を考えて、昇格して整備するという方向での対応をしてくれておまして、今現在、道道昇格しますと、まだ言える段階ではないのですが、いろいろな方策で、このやり方ならできるか、このやり方ならちょっと厳しいかというのを事務レベルでやっております、表

に出て、こうなりましたとはっきり言えるところではないのですが、そういった事務レベルの詰めが進んでいるように私は報告を受けております。

今現在でこうなりますとはっきり言えませんが、希望を持って、今後も要望を続けていこうというふうに考えておりますし、去年と全く同じ状況で何も進んでいないということではないと思っております。

○議 長

播間章浩君。

○播間章浩議員

分かりました。引き続き要望していただいているというところで、地震等はいつ来るか分からないところもあります。何度通っても、道路状況はあまりよくない道ですので、そういった整備も含めて、今後も要望を続けていただきたいなと思っております。

最後に、震災、災害、特に地震はいつ来るかは分かりません。日頃の備えが必要であり、備えあれば憂いなしというところで、大樹町の防災計画が絵に描いた餅とならないように、計画どおりできるような備えをしっかりといただきまして、先ほどの繰り返しになりますけれども、町民への啓発、特に今回は断水への備えといったところをお願いしたいなと思っておりますけれども、この辺り、最終的な町長のお考えをお聞きしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

議員の言われるとおりでと思っております。備えあればということでもありますので、それぞれに自助、共助、公助ですが、まずは自助という家庭での備えというのが一番肝心でありますので、その辺をしっかりとやっていただく、皆さんにそういう意識を持ってもらうということがまずは大事なのだらうと思っております。公助の備えというのは、私どものほうで頑張りますけれども、それで全てができるものではありませんので、その辺の意識づけというところで、いろいろな機会を捉えて啓発していきたいなと思っております。

○議 長

播間章浩君。

○播間章浩議員

以上で、一般質問を終わります。

○議 長

次に、11番菅敏範君。

○菅敏範議員

それでは、先に通告してありましたヒグマによる人的被害及び食害の防止対策について質問させていただきます。

近年、住宅地周辺に出没して、人的被害や農作物の食害が増加し、市外での駆除対策が深

刻な課題となっていました。今年、特に全道各地の出没・目撃情報は異常に多く、7月12日には渡島管内福島町で新聞配達員が襲われ、8月14日には羅臼岳で登山者が襲われ、尊い人命が奪われました。

ヒグマの生息数が増加し、人間を恐れないヒグマが私たちの生活圏に出没する事例が頻繁にあり、過去の常識を覆す異常事態であります。万全の安全対策を講じて、人的被害の発生を防がなければならないと思います。

以上、以下の項目について、町長の対策をお伺いします。

- 1、町・教育委員会が主催する諸行事及び学校行事における参加者の安全対策。
- 2、収穫期を迎えた農作業現場における安全対策とごみ処理対策。
- 3、登山者・釣り人・キャンプ・観楓会など、一般入山者に対する注意喚起対策。
- 4、的確な情報収集と猟友会との連携に基づく駆除対策。

以上であります。よろしくお願ひします。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

菅議員ご質問の「ヒグマによる人的被害及び食害の防止対策について」お答えいたします。

ヒグマの生息頭数は、増加傾向にあると思っております。人間の生活圏での出没や人身事故も発生しております。特に山菜採りや登山などの際には、偶発的に遭遇するケースが多いことから、音を立てて単独行動を避ける、早朝や夕方の活動を控える、痕跡を見つけたら速やかにその場を離れるといった、ヒグマと遭遇しないための行動を徹底し、日頃から警戒を怠らないことが重要です。

1点目の「町・教育委員会が主催する諸行事及び学校行事における参加者の安全対策」につきましては、熊の目撃情報や出没情報があった際は、状況に応じて延期や場所の変更、開催を中止するなど、事故が起こらないよう対策を講じております。

2点目の「収穫期を迎えた農作業現場における安全対策とごみ処理対策」並びに3点目の「登山者、釣り人、キャンプ、観楓会等一般入山者に対する注意喚起対策」につきましては、ヒグマの目撃情報があり次第、現地を確認のうえ、「熊出没注意」の看板を設置するとともに、無線放送・町ホームページで周知し、注意喚起を行っております。

また、ごみについては、収集日当日、朝8時半までに指定された場所に出すこととしておりますので、野生動物を誘引することのないよう、引き続き周知してまいります。

4点目の「的確な情報収集と猟友会との連携に基づく駆除対策」につきましては、猟友会の推薦に基づき委嘱している「鳥獣被害対策実施隊」に、農地や山林の巡回、有害鳥獣の捕獲、駆除等を担っていただいております。ヒグマの出没情報については、警察を含め、情報を共有しながら事故防止に努めているところであります。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

回答をいただきましたが、これまでの対策どおりの内容が多いという認識であります。質問内容の趣旨に基づき、再質問させていただきたいと思います。

この事案につきましては、単にお金をかければ解決するものではありません。実態として、会話が成立しない、意思疎通ができない相手との関係でありますから、我々の防御体制や駆除体制に頼らざるを得ない事案であり、常に状況変化に対応すべき視点が重要だと考えます。

今年の出没情報、食害、人的被害の概要につきましては、質問の趣旨でも申し上げましたが、これまでとは根本的に異なる特徴として、親子で人間の生活圏に姿を見せる、人間を恐れない、近づいてくる、そして食害を繰り返す視点から、今後、冬眠前の脂肪を蓄えるまでの行動、そして、今の子熊が冬眠明けで若熊として出没する春熊の安全対策について、町民の安全と命を守ることを最優先に、考え方を再度お聞きしたいと思います。

1点目の町・教育委員会主催の行事関係であります。出没情報に基づいて注意喚起をしていきたいということですが、状況としては異常であるという判断から、例えば町が主催する今後、秋・冬までの行事でどのようなものがあって、どういう対策を考えているかお聞きしたいと思います。

○議 長

井上社会教育課長。

○井上社会教育課長兼図書館長

社会教育課で所管しているというか、今後予定している事業の中で、まず、今週末にアポイ岳のほうで町民登山会を予定しているところでございます。それと、STEPの関係では、11月に林業体験ということで、開催場所は尾田コミセンを予定してございます。

ただ、尾田にも熊の出没情報があれば、期日を延期するとか、事業を中止するというようなことも考えて事業を計画しているところでございます。

以上でございます。

○議 長

松久企画商工課長。

○松久企画商工課長兼地場産品研究センター所長

町としては、9月21日に柏林公園まつりを開催する予定でございます。

今、準備を進めておりますが、熊の情報だとか、近くに来た場合には、その状況にもよりますが、関係機関と協議しながら進めていきたいと考えてございます。

以上です。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

今、行事の関係をお聞きしました。

ほかに確認させていただきたいのですが、学校の秋の遠足とか、きのこ講習会。それから、部活動の関係で、夜、帰宅する子ども達はどうなのかということもありますので、その辺の部分について、あればお聞きしたいと思います。

○議 長

伊勢学校教育課長。

○伊勢学校教育課長兼学校給食センター所長

まず、学校行事でございますけれども、遠足については、6月頃に実施しておりまして、秋には遠足は行われなないという話を聞いております。

また、部活動による帰宅につきましては、先日、北海道教育委員会から通知がございまして、下校時・部活動の帰り際には、例えばヒグマ出没情報ですとか目撃情報があった際には、直ちに保護者に連絡をいたしまして、保護者の自家用車による送迎などを行うというような形での通知もありまして、そのように学校のほうとも打合せをしているというところでございます。

以上です。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

意外と行事が少ないかなと思っているのですが、町民登山会でアポイ岳に行くということですが、例えば携行品として爆竹、鈴、ラジオ、笛とかを対策として携行すると思うのですが、ヒグマ撃退スプレーについては持っていく考えはありますか。

○議 長

井上社会教育課長。

○井上社会教育課長兼図書館長

熊除けスプレーを農林水産課からお借りして、それを持っていく予定で今進めております。

以上でございます。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

所有していることは承知しているのですが、実際には今まで多分使用した経験がないと理解しています。

それで、携行することと、撃退スプレーをどのように使用するのがいいのかを、当日の担当者、引率者などに周知徹底するということが、僕は大事ではないかと思っています。

例えば羅臼岳でのヒグマに襲われた中で、一部の報道で、助けに入った仲間が熊スプレーを使いたかったけれども使用できなかったということもあります。それは、恐怖でできなかったのか、方法を理解していなかったのか分かりませんが、撃退スプレーは万が一の場合

に使用するもので、使用方法を周知し理解していなければ何も役に立たないと思うので、その辺の使用方法をきちっと担当者に周知させるということで考えているかどうか伺います。

○議 長

井上社会教育課長。

○井上社会教育課長兼図書館長

行く前には、職員には使い方であるとか、そういうのをレクチャーして、当日迎えたいなというふうに思っているところがございます。

以上でございます。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

それでは、2点目の収穫期を迎えた農作業現場における安全対策について伺いたいと思います。

今年の状況は、先ほども申し上げましたが、子熊が多いということと、山に餌が不足という状況も想定されています。冬眠前の脂肪を蓄えるために、農作業現場において、今後は実の入ったデントコーンの食害が非常に多くなることが想定されます。

ヒグマの食害だけでいうと、例えばこれまで檜山管内で起こった家庭菜園等の食害についても、当事者においては、このような事態は多分予測されていなかったし、こんなに頻繁に住宅の近くまで現れるというような状況を想定しない中での食害であり、そのことから考えますと、今後、大樹町においても、飼料作物ではありますが、そういうものを冬眠前に食害として熊が餌として活用する、又は農作業の収穫事業で発生する残さといえますか、生産の残り物等について、熊がそれを餌として認識させないようにするための方法が大事ではないかと思えます。

それで、農作業現場における安全対策として周知をする中で、僕は単独作業を避けると。機械作業の場合には意外と安全なのかと思えますけれども、やはり、生身で作業する場合に、単独作業を避けるという対策について、その辺をどのように考えているか、伺いたいと思います。

○議 長

藤谷農林水産課長。

○藤谷農林水産課長兼町営牧場長

菅議員おっしゃるとおり、デントコーン畑の近辺での熊の目撃情報が今年も入っております。

農家の作業につきましては、機械が主だとは思いますが、関係機関で収量調査等でも回る機会がありまして、そこにつきましては、熊スプレーを持っていくように対策を取っているところです。

残さにつきましては、周知等こちらからもしっかりと危険性を伝えて周知するように努めたいと思います。

以上です。

○議長

菅敏範君。

○菅敏範議員

今までは、経験則から大丈夫という想定がされた場合も、今の異常な状況の中では、やはり心して作業に従事するということが大事かと思えます。ですから、単独作業でなくて、複数作業や周囲の確認等については、きちんと周知して、関係機関とも協議をしながら、最悪の事態が生じないようにぜひ対応していただきたいということでもあります。

それから、残さの関係につきましては、学習して餌と認識した場合には、これからまた繰り返し出没するということがありますので、その処理についても、きちんとするような対応をぜひ周知するということがよろしいですか。

○議長

藤谷農林水産課長。

○藤谷農林水産課長兼町営牧場長

残さの処分につきましては、町だけでなく、農協ですとか関係機関と情報を共有しながら、周知に努めたいと思います。

以上です。

○議長

菅敏範君。

○菅敏範議員

それでは、3点目の登山者、釣り人、キャンプ、観楓会などによる一般入山者に対する注意喚起対策ですが、このことにつきましては、回答にありましたように、これまでも一定の注意喚起をしてきたし、今までもヒグマの生活圏に人間が入り込む場合に、自己管理として具体的な対策をするように本人の認識と注意喚起を有線放送等で対応してきたと思うのですが、今一番大切なのは、安易な形で熊の生活圏に入らないことが大事なのですが、現状としては、町民もかなり認識していると思います。

ただ、それでも、大樹は大丈夫というような考えに基づいてそういう行動をする人もいますので、ここは、しつこくというか、重ねてそういう注意喚起をしながら、ぜひ対応していただきたい。

繰り返し申し上げますが、変わってきたのは、これまでは人間が注意しながら熊の生活圏に行くという、例えば春でいうと山菜取りとか釣りだとか、秋になるとキノコとかというふうに、シーズンによって、春熊のシーズン、冬眠前の熊のシーズンに人間が熊の生活圏に近づくという状況があって、今は自粛している状況が非常に多いのですが、そういうところに行った場合に、以前は熊が身を避けたのですが、今は寄ってくるという状況があります。

例えば、いい例が、羅臼岳でスプレーを使ったけれどもつきまとわれたとか、それから、餌付けしたような熊が観光客に近づいてくるとか、非常に状況が変化しています。ですから、そういうことを含めて、再度の周知徹底をしながら対応していただきたいと思います。例えばキャンプ場の閉鎖ということも含めて、そのことは考えていくのかどうか、そこだけお聞きしたいと思います。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

ヒグマの出没情報を得まして、キャンプ場の閉鎖というのは、これまでも行ってきたところでありまして、それはより注意深くやっていく必要があるのかなと思っております。

キャンプ場の書き入れ時に限って出没するものですから、被害は甚大なのでありますが、そうは言っておられませんので、速やかにキャンプ場の閉鎖等々の対応は取っておりますし、これからもやっていかなければならないかなと思っています。

ヒグマが頻繁に人の生活圏に出てくるようなときには、ヒグマ警報は道が出すのですが、ヒグマ警報あるいはヒグマ注意報というのが出ますので、そういった情報も、当然でありますけれども、その対応を取っていくということではありますが、それが出る以前に、情報を的確に把握して、早め早めの対応をしていくことが重要かなと思っております。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

日高山脈が国立公園に指定されて1年が経過したのですが、これまでと違って、登山者の入山等に変化はありますか。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

大樹町で所管しているといいですか、大樹町にある山については、特に変化があるという情報は聞いておりません。一般の客が気軽に入れる山ではないので、そこには入っていないかなと思います。

ほかの山については、いろいろな総会とかに行っていますが、入山者が増えたという報告は、まだ聞いておりません。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

分かりました。僕も、今の状況では、道路状況もありますから、登山者は少ないのかなと。例えば日高管内から来て、こちら側に下山をするというような方はあるかもしれませんが、こちらから入る人は少ないかなと思います。

ただ、その周知を徹底して注意喚起しておかないと、例えば被害があった場合に、大樹町のほうで救助体制を組むとかということがありますので、ぜひ、そこはきちっとしていただきたいと思います。

それでは、最後の4点目に入りたいと思います。

的確な情報収集と駆除対策についてであります。全道的な目撃情報は、頻りにテレビ・新聞報道で明らかなように、先ほども言いましたが、人間の生活圏における目撃情報が例年に比べて多いことと、特に顕著なのは、親子連れが異常なほど多いということでもあります。

個人的なことで言わせていただきますと、私も数十年、国有林の現場で働いてきましたが、実際にその中で親子の熊というのは、遠くから2回ぐらいしか見たことがないのです。

ですが、今年の新聞報道によると、どこの町村でも全道各地で子熊2頭を連れた、多いときは3頭連れた親子連れが多くて、頭数も多いと。結果として、そのことが農畜産物の食害や人身事故を含む件数が増加して、深刻な課題となっている状況にあります。

このような状況から、住民生活の安全確保のためには、住宅地周辺における駆除対策として、市街地周辺に出没した熊に対する発砲が市町村長の判断で可能とする緊急銃猟を定めた改正鳥獣保護管理法が9月1日から施行されました。

改正法は、人間に危害を加えるおそれが高いヒグマ等を危険鳥獣と認定して、今まで許可されなかった市街地などの人の生活圏や建物に侵入又はそのおそれがある場合には発砲できると。銃以外に捕獲手段がない場合も発砲できると。一定の要件を満たした場合に、市町村長の判断でハンターに委託し、発砲させることを認めているところであります。

大樹町として、改正鳥獣保護管理法に対してどのように対応するのか、現時点における考え方をお聞きしたいと思います。

○議 長

藤谷農林水産課長。

○藤谷農林水産課長兼町営牧場長

緊急銃猟の関係ですが、当町におきましても猟友会と事前にお話はさせていただいております。議員おっしゃられたとおり、市街地の生活圏に入ってくるとか銃以外では確保できないなど条件はありますけれども、そういうケースがございましたら安全確認のうえ依頼するというケースもあるかと思えます。

以上です。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

大樹の猟友会は、緊急銃猟で発砲することについては協力体制が取れているというこの理解でよろしいですか。

というのは、道の猟友会からは、体制によってはやらなくてもいいと。というのは、人身事故は国家賠償法となっているのですが、ハンターの人身事故に対する免責がないとか、発

砲経験がない町職員が判断・指示ができるのかという、猟友会のハンターそのものの安全対策がまだきちんと確立していないというか、統一されていない部分があるから、そこはこれまでどおりの対応で緊急銃猟に乗れないという各自治体も多いというふうに聞いています。

大樹としては、それに具体的に対応できるという了解が取られているのかどうか、お聞きします。

○議 長

藤谷農林水産課長。

○藤谷農林水産課長兼町営牧場長

実際の現場に行った際に、ハンターの判断で銃を撃つということをやめる判断をするという通知はうちのほうも確認しております、そこについては確認しているのですが、町といたしましては、環境省の出しております通知に基づきまして、事前に条件を判断したうえで依頼するという形になります。そのうえでハンターのほうで撃たないという判断であれば、そこにつきましては、そのときの状況によりますが、協議をその場でさせていただくという形になるかと思えます。

以上です。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

認識違いかもしれませんが、そのところはちょっと違うような気がするのですよ。

というのは、銃猟に乗っかるというか、私たちは参加しますということの猟友会との協議が整っているのか。現地に行った場合は、そのときに遭ったら、撃ってくださいと言ったら撃つという前提なのですが、それは安全を確認して、例えば住民を200メートル以内の範囲で屋内退避だとか、そういうふうなことをきちっとやったうえで担当者が発砲を許可すると。そこに行って、それで撃つかどうかの判断はハンターがするというような協議内容になっているのですか。

○議 長

暫時休憩します。

休憩 午後 0時03分

再開 午後 0時03分

○議 長

再開いたします。

松木副町長。

○松木副町長

当然、銃を使うことを判断するのは市町村長でございます。私ども市町村職員が直接打つ

ようなスキルもございませんから、大樹町の北海道猟友会大樹支部のほうにお願いすると。その猟友会の中で協力はできるということでございます。

ただ、現場で、私どもが猟友会の人たちに撃てと命令というか強制力を持つものではございません。あくまでもそれはガイドラインで、そこで問題があると撃ち手のほうが判断した場合は、その委託を断ることができるというふうに環境省のガイドラインに明記されてございますので、そういう対応になろうかと思えます。

○議 長

暫時休憩します。

休憩 午後 0時04分

再開 午後 0時04分

○議 長

再開いたします。

菅敏範君。

○菅敏範議員

僕自身は、今協議を継続して、今後、結論が関係機関等も含めて出るのかなと思ったのですが、そこまで進んでいるのであれば、これから細部調整をしながら、そういう事案が発生の場合に対応できるような形で、ぜひお願いしたいと思えます。

最後に、今後の一般的なヒグマ駆除の対応についてお願いをしたいというか、ぜひ考えていただきたいと思えますのは、冒頭から申し上げていますように、親子熊が多い、子熊が今年が多いということは、来年の春に若熊となって成獣したヒグマの出没が多いと想定されます。

ですから、これまでの駆除対応ではなかなかうまくいかない部分も発生しますので、今後、温暖化もありますけれども、増えてきたヒグマに対してどう対応するのか、農業被害なんかも含めて関係機関と十分協議をしながら対応していかなければ、ネズミ講ではありませんが、計算上ではどんどん増えるという状況になりますから、冬眠前の対策と春熊対策については、きちっと議論を進めていただきたいと思えますが、町長、そこはよろしいですか。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

言われるように、子熊が多いということは、成獣になる熊が増えてくるということも予測されますので、春熊の対策等々も含めて猟友会ともよく相談して、あるいは捕獲わなの数を増やすといったことはできるかと思えますので、捕獲数を増やすような対応を猟友会ともよく相談して対応していきたいと思えます。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

以上で、私の一般質問は終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議 長

休憩します。

休憩 午後 0時06分

再開 午後 1時00分

○議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

10番志民和義君。

○志民和義議員

先に通告してありました2点について、町長に質問いたします。

まず、第1点目の水道事業基本計画についてお伺いいたします。

坂下水源系の水道事業基本計画を策定したことが、町の広報紙8月号に掲載されました。坂下水源系の水道施設は、49年以上が経過していることから更新する必要があると言われていましたが、そこで、以下の点について、町長の考えをお伺いいたします。

一つ目が、坂下水源系の取水施設更新計画では、十勝中部広域水道企業団から受水する方法に決定したとのことですが、決定に至った経過についてお伺いします。

二つ目が、計画決定の住民への周知方法、特に住民懇談会の開催についてお伺いいたします。

三つ目に、広域水道企業団から受水する際、送水管の途中に小水力発電設備を設置する考えはないか、お伺いします。

四つ目に、現在の取水施設の取水ダムは、自然景観の一部になっていると考えます。取水ダムを残し、今後の活用についての検討はないか、お伺いいたします。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

志民議員のご質問の「水道事業基本計画について」お答え申し上げます。

1点目の「十勝中部広域水道企業団から受水する方法に決定した経過」につきましては、坂下水源系の取水施設と浄水場の老朽化が著しいことと、降雨時における原水の高濁度の発生頻度が多くなり、安定供給に苦慮していることから、今後の取水方法について基本計画を策定いたしました。

具体的には、施設を更新する場合と近郊で広域水道事業を実施している十勝中部広域水

道企業団から受水する場合を比較検討したもので、その結果、建設費用や維持管理費の経済性、水理環境など、総合的に費用の縮減が見込まれ、水質及び水量ともに安定供給可能な十勝中部広域水道企業団からの受水に決定したものであります。

2点目の「計画決定の住民への周知方法、住民懇談会の開催」につきましては、広報たいきや大樹町役場ホームページに掲載しており、住民懇談会を開催する予定はございません。

3点目の「広域水道企業団から受水する際、送水管の途中に小水力発電設備を設置する考え」につきましては、調査、設計段階にて小水力発電設備の導入効果について検討を行う予定であります。

4点目の「取水ダムを残し、今後の活用についての検討」につきましては、取水施設の頭首工は、令和5年度の機能診断の結果により、洗掘・ひび割れ・鉄筋露出など老朽化が著しく、また、河川占用許可においては、その目的を廃止したときは、当該許可に係る工作物を除却し、原状回復することが原則となっておりますので、これらを踏まえ、現時点における活用の予定はありません。

以上です。

○議 長

志民和義君。

○志民和義議員

1点目の決定した経過については、広報たいき等で拝見しておりますので、分かりました。

この中で、費用だけの検討結果なのか、それとも、水道の水質について、原因調査について汚濁が取れないということは前から聞いていたのですが、その原因調査については行っていたのかどうか。行っていたのでしょうかけれども、結果は出たのでしょうか。分からないという結果を私は聞いたのですが、その後いかがでしょうか。

○議 長

奥建設水道課長。

○奥建設水道課長兼下水終末処理場長

まず、水質調査についてです。

水質調査につきましては、現状の大樹の浄水場並びに十勝中部広域企業団の浄水場においても、法にのっとって水質検査については定期的に行っております。

その中で、原水については、大樹の場合は幾らか濁度傾向で、濁度が上がってしまうというような状況がございます。理由としては、大きいものは雨で、雨が降ると降水量に比例して濁度も上がっていくというような状況が平成28年の台風被害以降、顕著に現れてございますので、そういった環境も考慮して、比較検討、経済効果も取り入れて検討した結果、基本計画で取りまとめている中部の企業団のほうから受水するのが一番妥当性は高いという判断をさせていただきました。

繰り返しになりますけれども、水質と経済性の比較においても、中部広域企業団のほう安定して供給できるという判断をしているところです。

○議 長

志民和義君。

○志民和義議員

そういうことも大方理解して、この結果を私は受け入れたいというふうに思っています。

ただ、水の汚れについて、大変きれいな水質で、二級河川で全国一ということが何度かあったので、今後とも水質のあれについては、引き続き調査する必要があると思うのです。今後のために私は考えております。その点について、引き続きお願いしたいと思います。

2点目に、計画の住民への周知方法では、特に住民懇談会の開催について、広報たいきあるいはホームページに掲載しているから住民懇談会を開催する必要はないということですが、水道の住民懇談会に特定したものでなくて、例えば毎年1回やる住民懇談会、行政懇談会ですか、こういうことを開催したときに、この問題は当然出ますよね。私の住んでいるところは合致しますので、住民懇談会なんかを今後とも開催していくということによろしいのですか。全くしないということですか。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

通常の住民懇談会は、ブロック別懇談会とか町長と語る会、未来共創会議も含めて、例年どおり行っていく予定でございます。

また、この関係につきましては、行政区長会議でも話しておりますし、萌和の語る会でも話しておりますし、尾田の懇談会でも、こういう方向だということは話していると思いますので、引き続きそういったことを伝えていこうかなと思っております。

○議 長

志民和義君。

○志民和義議員

ブロック別懇談会を中止して、黒川町長も住民との対話をすごく重視したということから考えて、ブロック別懇談会を引き続き開催して、この問題を丁寧に説明していく必要があるというふうに私は考えています。

また、町長と語る会というのは、必要だと思ったら、こちらから要望したら、それは引き続きやっていただけるのでしょうか。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

先ほど申し上げたように、ブロック別懇談会もやっておりますし、町長と語る会も、リクエストがあれば対応しております。今後もやっていく予定です。

○議 長

志民和義君。

○志民和義議員

よろしくお願いいたします。

3点目の広域水道事業団から受水する際の送水管の一部に、小水力発電ということですが、調査設計段階にて設備導入の効果について検討を行う。ぜひやっていただきたいというふうに思います。

黒川町長も、町長になる前の前、企画課長のときに、小水力発電についていろいろ意見交換したこと、あるいは一般質問したことも何度かあって、一般質問ばかりではなく、特別委員会でも取り上げたことがあったのですが、大変造詣の深い方だなというふうに私は理解していたのですがこの方法を……。

私もこれを視察したことがあるのですよね。どんなことをして送水管の途中に水車を入れるのかなと非常に疑問に思ったのですが、視察に行ったら一目瞭然で、なるほどなど。水も汚さないで、技術屋がいるから、きっといい方法を採用してくれると思いますけれども、ぜひこの効果を……。

前に一回、小水力発電のときに町長に質問をしたら、私は教育目的にと言ったら、町長は、せっかく作る場合は少し経費を回収したいなということなので、今回まさにそれが合致しているなど、私、思いますので、ぜひ前向きに大いに検討していただきたいと思っております。その点については、このとおり理解しておりますので、ぜひ検討をお願いいたします。

4点目の取水ダムを残してほしいということです。

いろいろ傷んでいるということで、ここで私が予想したのでは、取水した後の施設が傷んできているのは理解していたのですが、取水ダムがこんなに、50年で駄目になるものなのでしょうか。ちょっと理解できなかったのですが。そして、これがもし何でもなければね。

あそこに今年も行って見たのですが、流れる音とか景観とかを考えたら、残しておいたほうが観光目的にもなるなど思っていました。ただ、傷んでいるということになると、一つ目的が終わった場合は原状復帰すると。元の状態に復帰すると……。

○議 長

志民議員、もう少し要件をまとめてお願いします。

○志民和義議員

元の状態に戻すということなのですが、その目的を変えることは可能なのか。傷んでいるということになれば、直せないものなのか。その2点についてお伺いします。

○議 長

川口建設水道課参事。

○川口建設水道課参事

ご質問の坂下取水場なのですが、議員おっしゃるとおり、49年経っています。少なくとも今後10年間は使用する施設となっておりますので、10年後に坂下取水場がどのような状況になっているかということと、河川管理者とそのときに協議をして、その後の利用方法を検討していきたいと考えてございます。

以上です。

○議長

志民和義君。

○志民和義議員

10年経ったときに何ですか。最後がよく分からなかったのでお願いします。

○議長

川口建設水道課参事。

○川口建設水道課参事

今後、少なくとも10年は使い続ける取水施設になっておりますので、10年後にまた取水施設の損傷状況とかその辺を見ながら、河川管理者と協議を行いながら検討していきたいと考えてございます。

以上です。

○議長

志民和義君。

○志民和義議員

分かりました。大事に使っていただきたいというのが私の考え方です。あと、そのほかのことについては、また別な機会にお伺いいたします。

2点目の高齢者世帯へのエアコン設置助成についてお伺いいたします。

近年、異常な高温が続いて、熱中症患者が増加していると聞いております。エアコン設置には高額な費用を要することから、特に高齢者世帯に対するエアコン設置助成制度の創設について検討してはいかがかお伺いします。

また、指定避難所の中でエアコンが未設置の施設について、設置を進めてはどうかお伺いいたします。

以上、2点についてお伺いします。

○議長

黒川町長。

○黒川町長

ご質問の「高齢者世帯へのエアコン設置助成について」お答えいたします。

1点目の「高齢者世帯に対するエアコン設置助成制度の創設」につきましては、高齢者の身体的特徴として、体内水分量が少なく、暑さに対する感覚機能や調節機能が低下していることから、熱中症の発症リスクが高いと言われており、室内温度を管理する空調設備が有効と認識しております。

高齢者を対象とした熱中症対策としては、現在、在宅の高齢者と接する機会の多いケアマネージャーやヘルパー、社会福祉協議会や民生委員、高齢者支援係などにより、熱中症警戒アラート発表時には、熱中症の予防について個別に働きかけたり、安否確認やクーリングシェルター利用の呼びかけを行っております。また、地域での集まりなどで、リーフレット

を用いながら、熱中症予防の啓発を行っております。

近年、エアコンを設置している高齢者世帯は増えてきておりますが、設置されていても、様々な理由で使用しない方もおられます。

熱中症の予防には、エアコンの使用が有効であることは認識しておりますが、設置に係る助成の要否につきましては、他の自治体の取組も見ながら、今後検討してまいりたいと思っております。

2点目の「指定避難所のエアコン設置」につきましては、先の同僚議員への答弁とも重なりますが、大きな課題として捉えておまして、大型扇風機や移動式エアコンの導入を含めて、改善していくよう指示しているところであります。

○議 長

志民和義君。

○志民和義議員

エアコン設置については、管内でも既に助成して、50基ほど予定していたのですが、すぐ満杯になったと。補正もということだったのでですね。住民から要望されているところがございます。

ただ、高額ですから、特に高齢年金世帯になってくると設置も段々厳しくなってくるなということを考えていて、70歳、80歳になってくると、それから何年生きるかなんてことまで考えることも出てくるので、ぜひ早急な対策を。他の自治体等の取組を見ながらとはいっても、いつまでも見守るのではなくて、早急に必要性は感じているということでございます。

また、エアコンについて、省エネの2027年問題も出てきますので、そうなると価格が飛躍的に上がると言われておりますので、事は急いでいると私は考えます。

2点目の指定避難所ですが、これは災害で避難ということと併せて、猛暑についても災害に該当するのではないかと理解しているのですよね。設置していない指定避難所は、私、質問を出さなかったのですが、何か所あるか。尾田は設置していないのですが、幾つあって、幾つは設置していないか、お伺いします。

○議 長

吉田総務課長。

○吉田総務課長

避難所と指定している公共施設等で、設置している部分に関しましては、今年度までに完了するのが、高齢者保健福祉推進センター「らいふ」、生涯学習センターの2か所になります。それ以外に関しては、常設のエアコンの設置はございません。

以上でございます。

○議 長

志民和義君。

○志民和義議員

指定避難所のエアコン設置については、これは全館やれということではなくて、どこか小さな部屋で、避難という扱いで、小会議室でもいいから急いで設置していただきたいと思えます。その点についてはいかがでしょうか。

○議長

黒川町長。

○黒川町長

避難所で特に重要な避難所としましては、各地域のコミュニティセンターが3か所ありますけれども、これは元の学校でありまして、体育館を含めそれを全部冷やすというのは非常に大掛かりなものになりますので、言われるように、一部の部屋に設置してあって、そこは冷房が効いていますよということで、調子の悪い人が休めるというような対応は考えたいなと思っております。

そして、ほかの部分については、先ほど言いましたように、大型扇風機やら移動式のエアコン（スポットエアコン）といったものの利用も考えていきたい。今回もスポットエアコンは利用したのですが、無いよりいいというか、効き目はあるということでしたので、リクエストもありましたので、スポットエアコンであれば用意できるかなと思ってるところでございます。

○議長

志民和義君。

○志民和義議員

これで質問を終わります。

○議長

次に、4番吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

先に通告してあります、小中学校のいじめ防止対策と教師の指導・研修などについてということで質問させていただきます。

2021年2月、旭川市立中学校2年生の女子生徒が自ら命を絶つという痛ましい出来事がありました。いじめ防止等対策委員会の調査結果に対し、被害者側から旭川市長に再調査の要望があり、市長は再調査委員会を設置し、結果、いじめが原因だったと公表いたしました。

また、札幌市立中学校1年の女子生徒のいじめ事件訴訟の裁判では、市側が、教師、学校、教育委員会のいじめ防止措置が不十分だったとして、和解金を支払い謝罪いたしました。

いじめによる痛ましい出来事は後を絶ちません。教師の問題では、教師同士のいじめ事件や、最近では、学校での盗撮事件などがあり、多くの教師は真面目に取り組んでいると思えますが、いじめ防止が適切に対処されているか大変心配しております。

そこで、次の点についてお聞きいたします。

1、いじめ調査の実施と結果、指導状況は。

- 2、担任教師の対応が重要であるが、教師の研修などの実施と内容、レポート提出は。
 - 3、再発防止のため、いじめをした児童生徒への適切な指導と保護者対応の取組は。
 - 4、クラスごとにいじめをなくす話し合いをし、全校集会で発表させる考えは。
 - 5、隠蔽が問題になっているが、教育委員会自らの対応と学校への指示指導は。
 - 6、町総合教育会議でいじめ防止の協議はされたか。また、町長の考えは。
- 以上についてお伺いいたします。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

吉岡議員ご質問の「小中学校のいじめ防止対策と教師の指導・研修などについて」お答えいたします。

1点目から5点目は、教育長より答弁をいたします。

6点目の「町総合教育会議でいじめ防止の協議はされたか。また、町長の考えは」につきまして、令和5年度の大樹町総合教育会議では、北海道教育庁十勝教育局長をお招きして「十勝の教育」に関する講演を実施し、いじめの状況などについても情報共有や意見交換を行っております。十勝におけるいじめの発見のきっかけは、小学校では約9割、中学校では約8割が児童・生徒のアンケート調査によるものということで、アンケート調査の重要性を認識したところであります。

いじめは、子ども達の心身の健全な発達に悪影響を及ぼす深刻な問題であり、決して許されるものではありません。子どもの健やかな成長は、社会全体の切なる願いであり、子ども達が将来の夢を抱きながら生き生きと成長していくことができるよう教育環境の整備に向けて取り組んでいきたいと考えております。

○議 長

沼田教育長。

○沼田教育長

引き続き、吉岡議員ご質問の「小中学校のいじめ防止対策と教師の指導・研修などについて」お答えいたします。

1点目の「いじめ調査の実施と結果、指導状況は」についてであります。小中学校においては、いじめに関する各種の調査を行っており、とりわけ北海道教育委員会による児童生徒を対象にした「いじめの把握のためのアンケート調査」については、今年度から実施回数が1回増え、年3回実施することになったところでもあります。

今年6月に実施した調査では、いじめと認知した件数は、小学校で3件、中学校で4件となっておりますが、いずれも、いじめの行為はやんでいると確認されている状況にあります。

学校では、いじめの認知にかかわらず、トラブルがあった際には、事実確認を行ったうえで、心のケアや再発防止に向けた指導を行うとともに、関係する保護者に報告することとしております。

2点目の「担任教師の対応が重要であるが、教師の研修などの実施と内容、レポートの提出は」についてであります。小中学校では、北海道教育委員会主催の研修会などに参加し、教職員の指導力向上に努めているところであります。

研修内容としましては、いじめの問題への対応や生徒指導、生命（いのち）の安全教育などとなっており、研修会の資料や参加者が作成したレポートを教職員間で共有しております。

3点目の「再発防止のため、いじめをした児童生徒への適切な指導と保護者対応の取組は」についてであります。いじめを行った児童生徒に対しては、いじめは絶対に許されないという毅然とした態度で指導しており、いじめを引き起こした理由やその背景、本人の抱える問題にも目を向けながら指導しているところでございます。

また、いじめを行った児童生徒の保護者に事実経過や学校の指導と今後の対応方針を説明し、理解と協力を得ることとしております。

4点目の「クラスごとにいじめをなくす話し合いをし、全校集会で発表させる考えは」についてであります。今年度、中学校において、生徒会主催による「いじめ撲滅集会」を開催することとしており、クラスごとに話し合っただけで決めたいじめ防止の標語を集会で発表し合い、校内の廊下に掲示することで、いじめ根絶の意識を高めることとしております。

また、小学校では、児童会によるいじめ防止運動の一環として、低・高学年がペアとなって取り組む「縦割り清掃」や「あいさつ運動」を実施するなど、いじめを許さないという風土の醸成が図られております。

5点目の「隠蔽が問題となっているが、教育委員会自らの対応と学校への指示指導は」についてであります。教育委員会では、小・中・高校管理職連絡会議を毎月開催し、いじめや不登校などの生徒指導上の諸課題について各学校と情報共有を図るとともに、必要に応じて助言を行っております。

いじめが発生した際は、特定の教職員で抱え込まず、速やかにいじめ対策委員会や職員会議で情報を共有し、組織的かつ迅速に解決を図るとともに、被害児童生徒を守る視点に立ち、適切な対応を進めるよう指示しているところであります。

以上でございます。

○議長

吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

町長から先に答弁がありましたので、まず6点目から再度お聞きしたいと思います。

アンケートがいじめの発見のきっかけで、小学校で9割、中学校で8割ということでアンケート結果が重要視されているということでございますけれども、この件につきましては、後ほど教育長にもお聞きしたいと思います。

折しも、昨日の新聞で、幕別町議会で町長から、幕別町でいじめ重大事態が認定されたという行政報告がありました。大樹町でも、アンケートで、いじめがあったけれども今

はやんでいるという報告でありましたけれども、隣の身近な町で、こういう重大事態の認定があったということでございます。

質問の趣旨説明で申し上げたとおり、旭川市のいじめ事件については、市長の判断で再調査委員会設置の決定をしました。このように問題がこじれると、最終的にこのような事態になると町長の決断が必要になる場面も考えられます。そのようなことになる前に、適切な対応をしていればと思いますが、隣町で発生したこういう状況を町長も把握されていると思いますが、もし何か感じていることがあればお聞かせいただきたいと思います。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

隣町に限らず、全国各地でいじめの案件というのは報道されているところでございまして、特に旭川市の件につきましては、尊い命が奪われたというところで、本当に重大なことであったなと思います。最終的に市長の判断があつて、再調査委員会がということなのですが、それは適時適切にそのときに判断するものだろうとは思いますが、そこに至る前に、もうちょっとできることがあつたかどうかということも検証の中に入ってくるのかなと思います。

まず、アンケートをして、案件が見つかって、その中で解決するものは解決するのでしょうけれども、事が重大であるというものがあれば、早い段階でいろいろな対策を講じるということが大事だろうと思っております。もちろん教育委員会がまず窓口ではありますが、重大な案件につきましては、私どもも注意を怠らずに適切な対応をしてみたいと考えております。

○議 長

吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

そのような重大な事故につながらないように、私も今回の質問ということになっておりますのでよろしくお願いいたします。

教育長にお伺いします。

いじめ調査の実施と結果、指導状況を伺いました。同じ人間はいないわけでありますから、いろいろ好き嫌いとか家庭、あるいは周辺の環境それぞれのいろいろな要因で嫌がらせからいじめに類するようなことが、アンケートの結果によりますけれども、大なり小なりあると思っております。

今年度の6月の結果では、小学校が3件、中学校が4件あつたということですが、この結果を受けて、今はやんでいるということですが、どのような経過あるいは対応、措置がされたのか。小学校3件、中学校4件はそれぞれ事情は違うと思いますが、報告を受けていると思しますので、どういう対応措置を学校でされたのか、お聞きしたいと思います。

○議 長

伊勢学校教育課長。

○伊勢学校教育課長兼学校給食センター所長

いじめアンケートに基づいた学校の対応というところでございますけれども、学校のほうでは、まず、加害生徒から事実確認を行いまして、学校内でのいじめ対策委員会で情報の共有、職員会議などで先生方との情報共有を行いながら対応の方針を検討いたしまして、その部分につきまして加害生徒への指導と被害者生徒への対応を行っているところでございます。

加害生徒、被害者生徒の保護者にも、対応状況についてご説明をして、今後の方針、指導方法についても説明しているところでございます。

以上です。

○議 長

吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

そういう中で、事実確認を行ったと、個々のケアを行ったということでございます。アンケートを実施されたということですが、全校の全児童が実際にアンケートを出したのかどうか。例えば休んでいる方がそのときにいなかったかどうか。不登校の方がいなかったのか。不登校の方にアンケートを取っていなかったとなれば、実際に重大な件を見落としている可能性があるの、そこら辺をお聞きいたします。

○議 長

伊勢学校教育課長。

○伊勢学校教育課長兼学校給食センター所長

アンケート調査につきましては、児童生徒に調査票を配布して実施していると聞いております。休んでいる方につきましても、調査票は配布をしているのかなと思っておりまして、取りまとめは学校で行っているところでございます。

以上です

○議 長

吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

全生徒のアンケートが出たということで理解していいのですか。

○議 長

伊勢学校教育課長。

○伊勢学校教育課長兼学校給食センター所長

全児童生徒が提出したと認識しております。

○議 長

吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

旭川市の公表された事件の中身を見た中で、私が感じていることも含めて質問させていただいているわけですが、アンケートに本当のことを書けない生徒もいるのではないかと。また、そういう思いをいじめと認めたくないという生徒もいるかもしれない。また、報復を受けるかもしれないから言えないという生徒もいるかもしれない。だから、アンケートが全てであると考えるべきではないと思いますけれども、その点はいかがですか。

○議 長

沼田教育長。

○沼田教育長

いじめ調査に関わる調査の手段ということのご質問でございますが、まさに議員がおっしゃったとおりだというふうに、私も、それから学校もそう押さえております。

先ほど答弁させていただきましたとおり、アンケートにつきましては、道教委のアンケートを年3回実施しておりますが、そのほかに、小中学校とも教育相談習慣というのを設けまして、児童生徒と一人一人と顔を合わせて面談をして、困っていることや悩んでいることがないかどうかということも含めて面談もしてございますし、同時に、保護者との面談の機会も設けてございますので、そういった面からも幅広く情報を収集しているところであります。

しかしながら、これも議員おっしゃっていましたが、何らかの心理的な子ども達の考え等によって、周りにいる大人に全てを話すことのできないという子もいるのではないのかという前提に立って、より細かな子ども理解、子ども相談の環境を整えていくよう、学校には常日頃指導もしてございますし、そういったことを学校とともにやってまいりたいと考えているところであります。

以上でございます。

○議 長

吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

分かりました。

2点目の担任教師の対応が重要であるが云々ということの再質問させていただきます。

「参加者のレポートを共有する」とありましたけれども、研修は、年次計画等で全ての教師が研修に参加するという事になっているのかどうか、まずお聞きします。

○議 長

伊勢学校教育課長。

○伊勢学校教育課長兼学校給食センター所長

まず、大樹小学校におきましては、学校内での研修を行っておりますので、その際には教職員全員が参加して、いじめを起ささないためにはということで、昨年度は研修会を実施しております。

そのほかには、北海道教育委員会が主催するウェブでのいじめ防止の関係の研修会につ

いては、1名又は2名が参加しているというような状況で、その結果につきましては、参加した教職員のレポートを教職員間で情報共有をしているというところでございます。

大樹中学校におきましても、校内研修のほか、北海道教育委員会が主催する生徒指導研究協議会という研修会においてウェブで参加しまして、その結果について、研修資料を基に教諭間で情報共有を行っているという内容でございます。

○議 長

吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

(339字削除)

○議 長

暫時休憩します。

休憩 午後 1時44分

再開 午後 1時44分

○議 長

(14字削除)

○沼田教育長

(339字削除)

○議 長

吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

(40字削除)

一番最初に、小さな芽が出たときに対応して、そこでいじめをなくしていくということが一番大切なのかなと。いじめが大きくなるということなのかなと思っております。そういうことが起こったときに、副担当あるいは学校内で対策委員会ですか、そういうことで小さな芽のうちから摘んでいくということが大事なのではないかと思っております。

教育長もそういう考え方だと思いますけれども、例えば先ほどアンケートの結果に、小学校、中学校の件数がありました。件数が出るということは、その後に対処が取られたと。その件数が出る前に担任が気づいて小さなうちから対処していけば、何とかアンケートに載っていなかったのかなと思いますけれども、例えばアンケートに載ったクラスの担任、あるいは研修レポートがあればチェックする。また、どういう対応をされたのか、学校として報告をいただくということも普通だと思うのですが、そこら辺をお伺いします。

○議 長

沼田教育長。

○沼田教育長

いじめの基本的な対応としましては、先ほどの答弁の中にもございましたが、担任一人に背負わせるということでは絶対解決していけないと思っております。したがって、どこのクラスで起ころうとも、その事象を学校全体の問題として、学校全体でその事象、その子どものことについて情報を共有し、全体で対応していくということで、各学校で立てております「いじめ防止基本法」にのっとり、各学校ではそのように対応していただいていると聞いておりますし、今後もそのように対応していくと思っております。

以上でございます。

○議 長

吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

教育長は、そういう答弁でございますけれども、次の質問の3点目の再発防止の関係についてお伺いします。

私は、先ほどから申しておりますように、いじめをなくすには、まず担任教師がいじめを認識するかどうかだと思うのです。いじめを行う者は、いじめている認識がない中で発言しているということもあるかもしれませんし、そのことを教師もいじめと思わないでいるかもしれません。

ただ、そのことによって、いじめを受けたと感じている者は、何かのアクションがあると思うのです。教室にいらなくなるか、不登校になるとか、いろいろな問題があると思います。そういうことが起こった場合、まず担任はいじめを疑えということになっていると思うのですが、そういうことについて私は大事だと思うのですが、担任、副担任が最初に気づいて、その段階で収めていくということが初動としては一番大事だと考えておりますけれども、教育長もそうだと思いますけれども、改めてお願いします。

○議 長

沼田教育長。

○沼田教育長

全くそのとおりだと思っております。

いじめの定義に関して、ちょっとここで説明させていただきたいと思っておりますが、平成18年までは、いじめの発生件数ということで、国・道はいじめの件数を把握しておりました。平成18年からは、いじめの認知件数ということで、いじめの報告する観点が大きく変わりました。

変わった原因は何かといいますと、いじめが実際に起こったかどうかではなくて、もっと早い段階でいじめの目があるかどうか、そこをしっかりと見なければならぬという国の基本方針の変換でありまして、そこで、各学校においては、そこからいじめの定義づけも変わったこともありまして、早い段階から子ども達が、そういったことで悩んでいないか、困っていないかということ把握するように努めているところであります。

しかしながら、経験値の差でありますとかで、若干その感度、感知する目に教師個々の

差があるとは思っておりますが、それを埋めるために、先ほど議員からご質問があった、研修を校内で実施していたり、あと、組織として子ども達を見取るという体制を作っていたりということで、個々の経験の差が子どもの指導の差にならないように学校で努めているということでございますので、議員おっしゃったとおり、なるべく早い段階でそういったものを察知し、早め早めに指導に当たるといことは、各学校で鉄則としてやっていただいていると思っておりますし、これからもそこは学校とともに大事にして、子ども達の指導に当たってまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議 長

吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

再発防止では、いじめをなくすために担任、副担任、あるいは教頭、主任、学校の委員会というものを含めた中で対応しているということでございますけれども、いじめを行った者に反省させる、いろいろあるわけですが、いじめを行った者に、いじめをされた人は苦痛を得ているのだよと理解させることが大事だと言われております。そのうえに立たないと本当の反省がないということが言われています。

今まで、大樹ではこのような案件はないわけですが、今後こういうことが起こらないことを期待しているところですが、こういう対応の仕方で大なり小なり苦痛を受けていると考えられますので、そういうことを受けた中で対応が必要ではないかと思えます。

そういうことを常に学校、教育委員会が学校から報告を受けて、常日頃から情報を共有していくことが大事だと思いますけれども、その辺、お伺いします。苦痛を受けたことを理解させるということも含めてお願いいたします。

○議 長

沼田教育長。

○沼田教育長

先ほどの答弁の中でも触れさせていただきましたが、議員のおっしゃるとおりだと思っております。

加害の子どもに対しては、いじめは絶対に許されないということのみならず、被害に遭った子どもの精神的な苦痛を十分に理解できるように指導し、二度と同様の行為が行わないように反省を促すというような指導は今もやってございますし、これからも大事にしていきたいと思えます。

ただし、加害の子どもの人権等にも十分配慮した指導にならなければならないかなと思っておりますので、併せてそういったことも踏まえながら、再発防止に向けた指導も大事な指導として進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議 長

吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

5番の隠蔽の関係を先に質問させていただきます。

教師自身や学校、教育委員会それぞれ、我々もそうだったと思いますけれども、我が身の保身に方向が向いてしまうのかなということがございます。旭川市や札幌市のいじめの問題だけではなくて、これまで担任教師など、学校、教育委員会の不十分ないじめ対応措置や隠蔽対策があったのではないかと思います。

こういう対応の仕方が、後々問題を長引かせ、悪化させていると。改めて認識すべきと思うがいかがでしょうか。今の時代、隠し通すことはできないと。日頃からそういう考えを学校や校長に持たなくていいのだよと、そのことを学校にも指導する。このことにより、より健全な学校運営がされていくと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議 長

沼田教育長。

○沼田教育長

情報の公開、共有ということだと思いますが、それにつきましては、これも先ほど答弁の中でも触れさせていただきましたけれども、いじめの疑いのある事案の事実関係でありますとか指導、それから対応の状況等につきましては、関係する保護者、お子さんには積極的に説明していかなければならないと思っております。

また、学校間の情報等につきましては、いじめが起こったことが悪いということよりも、それをどう指導していくかのほうがずっと重要だと考えてございますので、学校間、それから教育委員会との間では情報をしっかりと共有してまいりたいと思っておりますし、また、保護者等につきましては、児童生徒関係者の個人情報保護に配慮しながらも、各学校ではいじめ対応の説明を4月にしていたり、学校評議委員会でいじめの状況について説明をさせていただいたり、あるいはいじめの対応状況等についてPTAの役員会又は研修会、さらには学校だより等で触れさせていただくということで、出せる情報につきましては、広く保護者等の間でも共有できるようにしてございますので、各学校が情報を隠すということがない、風通しのよい、見通せるといった体制で、この問題にあたってまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議 長

吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

教育長の力強いご返答いただきまして、よろしくお願ひしたいと思います。

最後の質問ですが、4番目のクラスごとにいじめをなくす話し合いをし、全校集会で発表させる考えはということでございます。

私の本当の主題はここにあります。先ほども申しましたとおり、小さいうちから、小学1

年から、こういう問題がないよう話し合いをしていくということが大切だと思っています。

まず、北海道は飲酒運転根絶の日を制定しておりますが、私は北海道教育委員会にも、いじめ根絶の日を制定してもらいたいと思っています。できるかどうかは分かりませんが、大樹町教育の日もありますけれども、大樹町は独自にいじめ根絶の日を設けてはどうかと思いますがその辺をお伺いします。

○議 長

沼田教育長。

○沼田教育長

いじめ根絶の日を設けるかどうかということでございますが、一つの意識向上のためのきっかけとして制定するところがあり得る方向性かなとも思っておりますが、現に各学校でも今取り組んでおりますし、そういった状況を見ながら、効果等も検討しながら、今後、教育委員会の内部又は各学校、校長会議等でも検討してまいりたいと思っておりますが、常日頃、いじめ問題に関しては、いつでも、どこでも、起こり得るという認識の下、子ども達をしっかり見守っていこうということが何より大事だと思いますので、それをまずは基盤に置きながら、意識を高めるための契機としての撲滅の日ということについては、先ほど申し上げましたが、検討事項ということで今後検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議 長

吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

先ほどの答弁の中で、中学校では今年、自ら生徒会主催のいじめ撲滅集会を開催すると、大変よいことだなとも思っております。

その中で、いじめ防止の標語を集会で発表し合うということでございますけれども、できれば、どういう内容でいくのか分かりませんが、標語をクラスで皆さんが話し合っ、こういうことで、こういう標語を決めたのだよということが説明されれば、さらにいいのかなとも思っておりますので、そこら辺は、生徒会の自主的なあれですが、そういうことがお願いできるのであれば、そういうことを説明するとした中でこういう標語になったのだよということがあれば、生徒が一番分かりやすいのかなとも思っておりますので、そこら辺のことをよろしくお願ひしたいと思います。それについてどうですか。

○議 長

伊勢学校教育課長。

○伊勢学校教育課長兼学校給食センター所長

今年度、大樹中学校におきましては、いじめ撲滅集会を12月頃開催すると聞いております。その中におきましても、生徒会が主体となって実施するという内容でございますので、生徒会のほうでどのようにやるかというのは、生徒会の中で決められるのかなと思っておりますが、今回こういうお話があったということについては、学校のほうに伝えたいと思っております。

ります。

以上です。

○議 長

吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

このように、自主的に生徒会がいじめ撲滅集会をやると、大変うれしく思っています。

できれば、小学校もいろいろ縦割り清掃、あいさつ運動とありますけれども、小中学校を含めて、そういう話を全校集会で発表すると。それを毎年継続して実施していくことで小さいうちからいじめをなくすことを自然に身につけていくことができるのではないかと、大切なことではないかと思っているのですが、この辺はどうでしょうか。

○議 長

沼田教育長。

○沼田教育長

子ども達がいじめ問題を自分事として考えるということは非常に大事なことでございまして、そういった意味では、児童会、生徒会、あるいは学級会等で、子ども自ら考え、話し合うということは非常に大事なことだと思っておりますし、そのことがいじめを早い段階で根絶する取組の大きな基盤になろうかと思っておりますので、今回の各学校で工夫された取組の継続性はもとより、今後、さらに効果的な取組が出てくれば、またそういったことについて取り組んでいただいて、とにかく、こういった子どもが自発的に自分事として考えるきっかけとなる取組というのは非常に大事だと思いますので、形はどうあれ、そういった取組を大事にしていくということについては、各学校のほうに話をし、指導してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議 長

吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

ぜひとも継続していただきたいと私は思っています。できれば、そういう発表を行って、教育委員も出席して、感じていただくということも必要でないかと思えます。

最後の質問になりますけれども、先ほど申しましたとおり、今回の私の一般質問の主な目的はいじめ撲滅ですから、いじめをなくすこと。加害者、被害者だけでなく、教師自身のためでもあります。学校、教育委員会のためでもあります。

いじめが起ると、いじめられた人はもちろん大変なことです。対応に追われると心身的にも労力的にも大変だと思います。先ほども言っているように、小さい芽から摘むということが大切だと思いますので、ぜひとも継続した発表会なり、継続開催をしていただくということを再度お願いしたいのですが、教育長、もう一度答弁をお願いします。

○議 長

沼田教育長。

○沼田教育長

先ほど答弁させていただいたとおり、本当に子どもが自分事としての意識が撲滅のための第一歩の基盤になるという考えは議員と全く一緒でございますので、継続等については、各学校のほうとしっかり話をしてみたいと思います。

以上でございます。

○議 長

吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

いじめをなくす継続発表会を大樹町の小中学校で実施するのだということができれば、教育長自身が強く学校長と強く話し合っていて、実施する方向で、教育長の足跡を残していただきたいと思います。

以上で、質問を終わります。

○議 長

以上をもって、一般質問を終了いたします。

◎休会の議決

○議 長

お諮りします。

議事の都合により、明日5日を休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、明日5日を休会とすることに決しました。

◎散会の宣言

○議 長

以上をもちまして、本日の日程は、全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

散会 午後 2時08分

令和7年第3回大樹町議会定例会会議録（第3号）

令和7年9月12日（金曜日）午前10時開議

○議事日程

- 第 1 会議録署名議員指名
- 第 2 決算審査特別委員会報告
- 第 3 認定第 1号 令和6年度大樹町一般会計決算認定について
- 第 4 認定第 2号 令和6年度大樹町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）決算認定について
- 第 5 認定第 3号 令和6年度大樹町後期高齢者医療特別会計決算認定について
- 第 6 認定第 4号 令和6年度大樹町介護保険特別会計決算認定について
- 第 7 認定第 5号 令和6年度大樹町介護サービス事業特別会計決算認定について
- 第 8 認定第 6号 令和6年度大樹町水道事業会計決算認定について
- 第 9 認定第 7号 令和6年度大樹町立国民健康保険病院事業会計決算認定について
- 第10 認定第 8号 令和6年度大樹町下水道事業会計決算認定について
- 第11 陳情第 3号 福祉センターの維持管理運営について（審査報告）
- 第12 発委第 4号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書について
- 第13 議員派遣について
- 第14 委員会の閉会中の継続調査について

○出席議員（12名）

1番 播間章浩	2番 寺嶋誠一	3番 辻本正雄
4番 吉岡信弘	5番 西山弘志	6番 船戸健二
7番 杉森俊行	8番 西田輝樹	9番 安田清之
10番 志民和義	11番 菅敏範	12番 齊藤徹

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条により出席した者の職氏名

町 長	黒川 豊
副 町 長	松木 義行
総務課 長	吉田 隆広
総務課 参事	杉山 佳行

総務課参事	楠本正樹
企画商工課長兼地場産品研究センター所長	松久琢磨
宇宙航空課長	菅浩也
住民課長	牧田護
保健福祉課長兼子育て支援室南十勝こども発達支援センター所長兼子育て支援室学童保育所所長	水津孝一
保健福祉課参事	明日見由香
農林水産課長兼町営牧場長	藤谷満伸
建設水道課参事	川口賢治
会計管理者兼出納課長	三津田崇
町立病院事務長	下山路博
特別養護老人ホーム所長兼老人デイサービスセンター所長	瀬尾裕信

<教育委員会>

教育長	沼田拓己
学校教育課長兼学校給食センター所長	伊勢巖則
社会教育課長兼図書館長	井上博樹

<農業委員会>

農業委員会長	穀内和夫
農業委員会事務局長	清原勝利

<監査委員>

代表監査委員	北林博美
--------	------

○本会議の書記は次のとおりである。

議会事務局長	佐藤弘康
係長	須藤恭弥

◎開議の宣告

○議長

ただいまの出席議員は、12名であります。
定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において、

3番 辻 本 正 雄 議員

4番 吉 岡 信 弘 議員

5番 西 山 弘 志 議員

を指名いたします。

◎日程第2 決算審査特別委員会報告

○議長

日程第2 決算審査特別委員会報告を行います。

去る9月2日の本会議において、決算審査特別委員会に付託した、認定第1号令和6年度大樹町一般会計決算認定についてから、認定第8号令和6年度大樹町下水道事業会計決算認定についてまでの8件の審査が終了しておりますので、委員会の報告を求めます。

決算審査特別委員会委員長、播間章浩君。

○播間決算審査特別委員長

決算審査特別委員会の審査報告を行います。

令和7年第3回定例会において、本委員会に付託された事件は、認定第1号令和6年度大樹町一般会計決算認定についてから、認定第8号令和6年度大樹町下水道事業会計決算認定についてまでの8件であり、令和7年9月8日から11日まで本委員会を開催し、審査した結果、8件すべてを認定いたしましたので、会議規則第76条の規定により報告いたします。

○議長

これをもって、委員会報告を終わります。

なお、決算審査特別委員会は、議長及び議員選出監査委員を除く全議員により構成されておりますので、委員長報告に対する質疑は省略いたします。

◎日程第3 認定第1号から日程第10 認定第8号

○議 長

日程第3 認定第1号令和6年度大樹町一般会計決算認定についてから、日程第10 認定第8号令和6年度大樹町下水道事業会計決算認定についてまでの討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、認定第1号から認定第8号までを、一括して採決いたします。

お諮りします。

委員会の審査結果は、認定であります。

委員長報告のとおり、認定第1号から、認定第8号までを認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり認定第1号から、認定第8号まで、すべて認定されました。

◎日程第11 陳情第3号

○議 長

日程第11 陳情第3号福祉センターの維持管理運営についてを議題といたします。

委員会における審査が終了しておりますので、委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、寺嶋誠一君。

○寺嶋総務常任委員長

去る9月2日の本会議において本委員会に付託された陳情第3号福祉センターの維持管理運営について、9月8日総務常任委員会を開き、審査を行いました。その結果を、会議規則第94条の規定により結果を報告いたします。

本陳情では、1点目に、令和2年に同氏から提出された陳情書「福祉センターのリニューアルについての要望」に対する、その後の議会での検討状況について。2点目に、議会の福祉センター存続に向けての方策の有無。3点目に、福祉センターのリニューアル、改築、建替え、新築を議会から町へ要望を求める内容となっております。

委員会では、前回の調査から年数が経過していることから現在の福祉センターの利用状況、町民の建替えの要望、耐震性などについて再度調査検討を行うべきとの意見で一致し、本陳情については継続審査することにいたしました。

また、後日開催された令和6年度一般会計決算審査の総括質疑において、町長が新たな形

での構想を示されたので、あわせて調査検討することにいたしました。

以上、ご報告いたします。

○議 長

委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認め、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論には入ります。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、陳情第3号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、継続審査とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本件は、報告のとおり継続審査とすることに決しました。

◎日程第12 発委第4号

○議 長

日程第12 発委第4号国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書の件を議題といたします。

委員会における審査が終了しておりますので、報告を求めます。

経済常任委員長、船戸健二君。

○船戸経済常任委員長

ただいま議題となりました、発委第4号国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書については、北海道町村議会議長会から要請を受け、9月8日に委員会を開催して審査した結果、本町においても、高規格幹線道路の早期開通をはじめ、自然災害による交通障害、幹線道路や通学路における交通事故、道路施設の老朽化などの問題を抱えているため、長期安定的な道路関係予算の確保や道路整備・管理の充実は重要であると判断し、全会一致で採択すべきものと決しましたので、地方自治法第109条第7項及び会議規則第13条第3項の規定によりご提案いたします。

それでは、本意見書案の朗読により、提案理由の説明にかえさせていただきます。

北海道の道路を取り巻く環境は、高規格道路におけるミッシングリンクをはじめ、自然災害に伴う交通障害、幹線道路や通学路における交通事故、道路施設の老朽化など、多くの課題を抱えている。

こうした課題を解消し、人流・物流の効率化による生産性向上や、激甚化・頻発化する大規模災害に備えた強靱な地域づくりを進めるためにも、高規格道路から身近な市町村道に至る道路網の整備や老朽化対策などを着実に推進するとともに、安定した除排雪体制の確保など、冬期間の住民の安全・安心を確保することが必要である。

そのため、必要な道路整備や除排雪を含む維持管理を長期安定的に進めるための予算を確保することが重要である。

よって、国においては、切迫する日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震や気候変動に伴い激甚化・頻発化する自然災害への対応のほか、高規格道路から市町村道に至る道路網の整備や老朽化対策、除排雪の充実確保など国土強靱化の取組をより一層推進するため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。

1、山積する道路整備の課題に対応する、計画的、長期安定的な道路整備のための予算を確保すること。

2、第1次国土強靱化実施中期計画に必要な予算・財源の確保をすること。

3、国土強靱化に資する災害に強い道路ネットワークの整備を推進すること。

4、緊急自然災害防止対策事業債の延長を含めた地方財政措置制度の充実を図ること。

5、冬期における安全な道路交通の確保に必要な予算を確保すること。

6、災害発生時に円滑な復旧をするため、北海道開発局及び開発建設部の人員体制の充実を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。なお、意見書の提出先は記載のとおりです。

以上、ご審議のうえ、議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、発委第4号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は、採択であります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本件は報告のとおり採択とすることに決しました。

◎日程第13 議員の派遣について

○議 長

日程第13 議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りします。

議員の派遣については、お手元に配付したとおり派遣したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、議員の派遣については、お手元に配付したとおり派遣することに決しました。

お諮りします。

ただいま、議決されました議員の派遣について、変更を要するときは、議長に一任していただきたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、議員の派遣について変更を要するときは、議長に一任とすることに決しました。

◎日程第14 委員会の閉会中の継続調査について

○議 長

日程第14 委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

会議規則第74条の規定に基づき、各委員長からお手元に配付したとおり申出がありました。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

◎閉会の宣告

○議 長

以上をもって、本定例会に付議された事件は全て終了いたしました。

これで、本日の会議を閉じます。

よって、令和7年第3回大樹町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前10時17分